令和８年度

滋賀県企業庁 建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン

令和８年４月

滋賀県企業庁

※注意事項

- **本内容は滋賀県企業庁の内容であり、他の機関については取扱いが異なります。**
- **工事発注に際し、工事毎に内容が変更される場合があります。入札に参加される場合は必ず「入札公告」「入札説明書」「入札説明書（別紙―１）」で内容の確認をしてください。**

１．総合評価方式の概要

１－１．建設工事の発注方式の選定の考え方

建設工事の一般競争入札にあたっては、総合評価方式か価格競争方式のいずれかを選定することを基本とする。総合評価のタイプ選定については、図1 入札方式選定フローにより選定する。

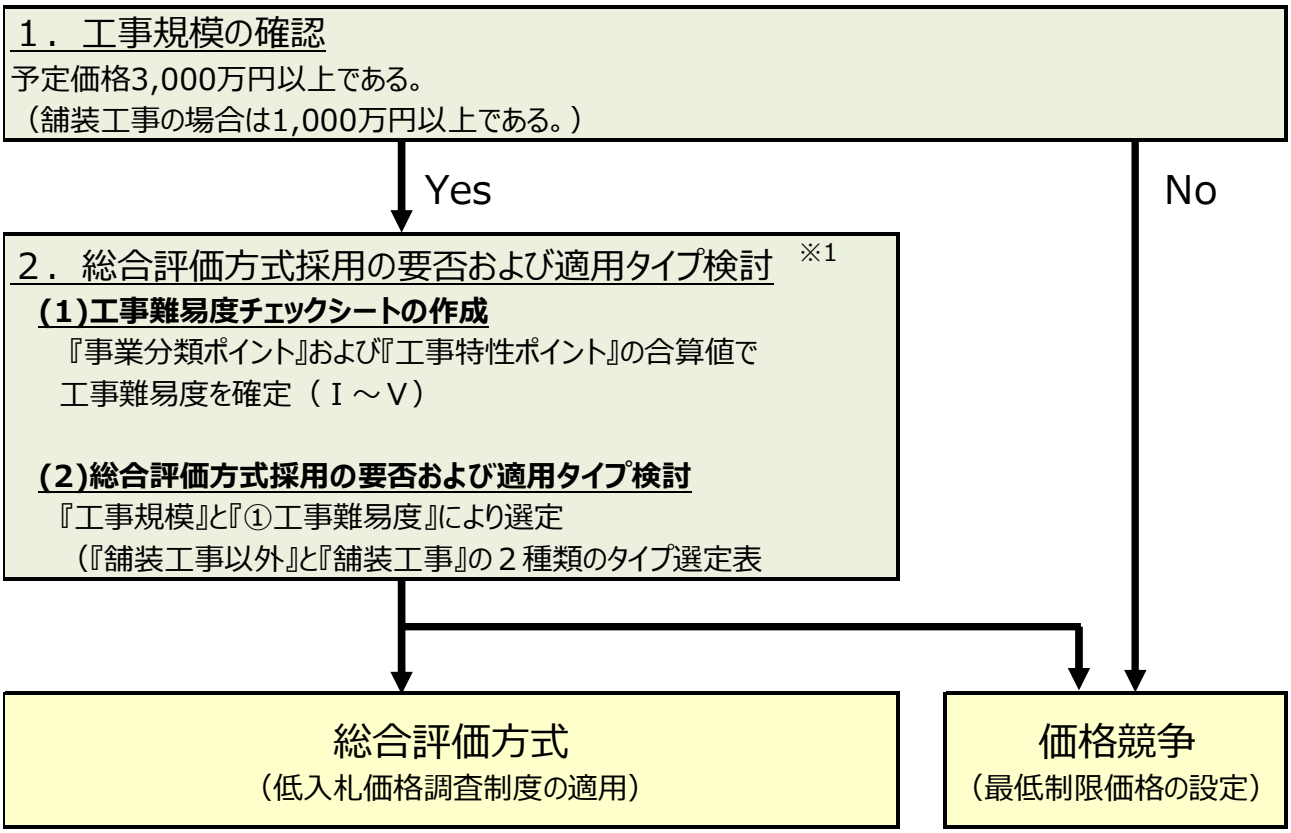

※1：価格競争による入札の範囲であっても、必要と判断した場合は総合評価方式を採用できるものとする。
予定価格超過などによる再入札など、総合評価に適しない入札の場合は、個別に検討するものとする。

図1 入札方式選定フロー

（１） 工事難易度チェックシートの作成

変更

工事難易度は『事業分類ポイント』および『工事特性ポイント』による合算値で判定を行う。『事業分類ポイント』は**表１事業分類ポイント表**により、『工事特性ポイント』は**図 2 工事難易度チェックシート**により確認する。工事難易度チェックシートは工事毎で作成することとし、同一現場における工事単位で作成することとする。（合併工事、合冊工事や本体工事附帯工事、点在工事など、発注者の都合により異なる現場を一つの工事で発注する場合は、主たる現場の工事により工事難易度を設定する。）

なお、工事難易度Ⅳ以上の判定がなされた場合は『滋賀県難工事指定制度実施要領』に基づき、遅滞なく事務手続きを行うものとする。

表１．事業分類ポイント表（滋賀県企業庁　総合評価方式選定用）

事業分類	工事区分	事業分類ポイント
水道管路	開削	0
	推進	2
	シールド	4
	水管橋	2
	その他	0
浄水場 ポンプ場 及び 排水池等	土木工事	2
	電気設備	2
	機械設備	2

※１　工事難易度チェックシートは各工事区分に応じ適用する。

※２　舗装工事は、土木交通部の事業分類「道路１」の「工事難易度チェックシート」により工事難易度を確定する。

※３　工事区分が上表によりがたい場合は、工事難易度チ対応表（滋賀県総合評価方式選定用）（土木交通部）を適用することができる。

表1　事業分類ポイント表

参考　事業分類ポイント表　（土木交通部）

事業分類		代表的な工事の区分 ※1	事業分類ポイント
土木工事	道路１	舗装工事、土工事、道路付属施設（道路情報盤やトンネル設備等も含む。）設置工事、法面工事（含、現場吹付法枠工）、橋梁修繕工事、その他一般的な道路改築工事や道路維持補修工事	0
	道路２	アンカー（ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ・ｸﾞﾗﾝﾄﾞｱﾝｶｰで、仮設ｱﾝｶｰを除く）工事、橋梁下部工事、橋梁上部工事、大規模な補修補強工事※2（橋梁耐震・橋梁T25対応・鋼橋塗装を含む。）など	2
	道路３	トンネル工事（トンネル本体工事）など	4
	砂防１	のり面保護工、擁壁工などの一般的な急傾斜地崩壊対策工事、渓流保全工事、砂防施設維持管理工事など	0
	砂防２	堰堤工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊対策工事（アンカー工、地山補強土工など）	2
	河川１	築堤や護岸（法覆護岸工）などの一般的な河川工事、浚渫工事、根固めブロック設置工事	0
	河川２	樋門、樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場など	2
	河川３	堰、水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）など	4
	公園	一般的な公園工事（基盤整備・植栽・施設整備・グラウンド整備など）	0

事業分類		代表的な工事の区分 ※1	事業分類ポイント
建築工事	建築１	一般的な工事（庁舎・学校、公営住宅等の建設・改修工事、耐震改修工事、解体工事）	0
	建築２	特殊な工事（美術館・博物館・研究施設等の建設工事、新技術を採用する建設・改修工事等）	4
	建築設備１（電気・機械）	一般的な工事（「建築１」同等の工事）に附帯する設備工事	0
	建築設備２（電気・機械）	特殊な工事（「建築２」同等の工事）に附帯する設備工事	4

※１　上記は代表的な工事（工種）の区分であり、事業分類決定にあたって必要に応じて主管課と協議を行う。

※２　大規模な橋梁補修補強工事のうち橋梁補修工事については、一定規模（予定価格３億円以上、工期１年以上のいずれかを満たす）を目安に、工事内容、現場条件等を適正に検討の上、選定する。

工事難易度チェックシート（滋賀県企業庁 総合評価方式選定・管路工事用）

No. ●

事業分類（工事区分）	開削	工事番号名	令和●●年度　第●●号 ●●●●　××工事	工事規模	舗装以外　3,000万円～8,000万円
工事概要	・施工延長　L＝●●m			工事場所	○●市 △×町

工事毎に、該当する内容について「○」または「◎」をつける。
－：該当なし
○：該当する（１ポイント）
◎：該当し、特に配慮（注意）が必要（２ポイント）

1．工事目的物の規模・形状・構造等の難易度について

- － ①埋設管路（本管）を同一掘削断面内に２以上設置する工事
- － ②鉄筋コンクリート構造物の施工を含む工事（※現場打ちの弁室を対象、橋梁上下部工は除く。）
- － ③その他、工事目的物の規模・形状・構造等を勘案し、難易度が高いと考えられる工事
  （③の具体的な内容：　　）

2．工事内容の技術特性の難易度について

- － ①既設構造物の加工等を行う必要がある工事（※既設構造物の補強や部分撤去などをする必要のある工事）
- － ②開削工法部の土留工法が鋼矢板、親杭横矢板工法とする工事
- － ③推進工法を含む工事
- － ④ＮＥＴＩＳ等の新工法・新技術を採用し、設計図書に明示している工事（※発注機関として、採用実績があまりないものを対象）
- － ⑤特殊な機械や材料を使用し、設計図書に明示している工事（※発注機関として、使用実績があまりないものを対象）
- ◎ ⑥大規模な工事用道路等の仮設工（指定仮設）を施工し、適切な維持管理に特に配慮する必要がある工事
- － ⑦特に綿密な工程管理を要する工事（※部分完成、部分供用等の日等が決まいる工事など）
- － ⑧その他、工事内容の技術特性が通常発注している同種工事と異なり、施工が難しいと考えられる工事
  （⑧の具体的な内容：　　）

3．工事現場および周辺の環境・社会条件に関する難易度について

- － ①地下水位が高く多量の湧水が予想される工事や、それに対し何らかの対策を指定仮設で計上している工事
- ◎ ②他の埋設物の防護工や計測管理が必要な工事
- － ③他の埋設物の移設等を同時施工とする工事
- － ④施工ヤードに制約をうける工事（※施工ヤードが急峻または狭隘、或いは地下・架空に支障物等があるため、標準作業量に比べて作業量が低下すると考えられる工事）
- － ⑤夜間施工を伴う工事
- － ⑥作業時に現道交通を大幅に規制する必要がある工事（※通行止め、規制範囲を変化させながらの連続作業、信号のある交差点内の規制などを対象とし、これらが複合する規制を伴う工事は更に考慮する。）
- － ⑦現道を片側通行規制し、夜間もその状態で交通開放する工事（※長期にわたり通行規制を行い、休業中もその状態で交通開放する工事を対象）
- － ⑧生物環境（特に貴重動植物）に配慮しながら作業を進める必要のある工事
- － ⑨下流域に漁場等があり、濁水発生等に特に配慮する必要がある工事
- － ⑩施工箇所の近隣住戸等に対し、工事に起因する騒音・振動・粉塵等に特に配慮する必要があると考えられる工事
- － ⑪その他、工事を進める上で特に現場作業上の制約等を受ける自然環境・社会条件等があり、施工が難しいと考えられる工事
  （⑪の具体的な内容：　　）

4．工事を進める上での関係機関協議等に関する難易度について

- － ①工事を進めるにあたり、通常の工事以上に関係機関等（官公庁、地元自治会、占用者、水利組合など）と協議調整を密に行う必要があると考えられる工事
  （①の具体的な内容：　　）
- － ②工事実施にあたり法令許可等が必要であり、許可内容等で施工条件の制約を受けている工事（※道路交通法に基づく「道路使用許可」は除く。）
  （②の具体的な内容：　　）
- － ③その他、工事を円滑に進める上で関係機関等（他工事施工者も含む。）との円滑な協議調整が必要不可欠であり、十分な配慮と協議調整が必要であると考えられる工事
  （③の具体的な内容：　　）

工事難易度の説明

工事難易度	ポイント数	レベル
Ⅰ	０～２ポイント	基本
Ⅱ	３～４ポイント	やや難
Ⅲ	５～６ポイント	難
Ⅳ	７～８ポイント	特に難
Ⅴ	９ポイント～	極めて難

評価結果	事業分類P		工事特性P		小計	工事難易度
	0	＋	4	＝	4	Ⅱ

総合評価の採否、および適用タイプ等	特別簡易Ⅰ型A

図2　工事難易度チェックシート

（2）総合評価方式採用の要否および適用タイプ検討

変更

総合評価方式採用の要否および総合評価のタイプは工事規模および工事難易度により図3-1、図3-2により選定する。

令和８年度　総合評価方式(舗装工事以外)の適用タイプ選定表

（工事規模）

	Ⅰ 基本	Ⅱ やや難	Ⅲ 難	Ⅳ 特に難	Ⅴ 極めて難
30.2億円以上	WTO標準型				高度技術提案型
10億円以上	標準型				
5億円以上	簡易型				
3億円以上			簡易型		
2億円以上				簡易型	
1.4億円以上	※1 特別簡易型 Ⅱ型A･B （価格競争選択可）		特別簡易型 Ⅰ型A･B		
8千万円以上					
3千万円以上	※2	価格競争	(Update)		

（工事難易度）

◎入札参加者が県内企業のみの場合はＡタイプ、県外企業が参加できる場合はＢタイプを選択する。
※１：青点線枠で示す範囲は、価格競争を採用できる。
※２：価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。
※３：予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

図3-1（タイプ選定表（舗装工事以外））

令和８年度　総合評価方式(舗装工事)の適用タイプ選定表

（工事規模）

	Ⅰ 基本	Ⅱ やや難	Ⅲ 難	Ⅳ 特に難	Ⅴ 極めて難
30.2億円以上	WTO標準型				高度技術提案型
5億円以上	標準型				
3億円以上	簡易型		簡易型		
2億円以上	簡易型				
5千万円以上	特別簡易型 Ⅱ型A・B	特別簡易型 Ⅰ型A・B			
3千万円以上	※1 特別簡易型 Ⅱ型A (価格競争選択可)		特別簡易型 Ⅰ型A		
1千万円以上	※2	価格競争	特別簡易型 Ⅱ型A (Update)		

（工事難易度）

◎入札参加者が県内企業のみの場合はＡタイプ、県外企業が参加できる場合はＢタイプを選択する。

◎Ｂタイプ選定にあたっては、入札参加資格要件と十分調整したうえで決定する。　５千万円未満はAタイプとする。

※１：青点線枠で示す範囲は、価格競争を採用できる。

※２：価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※３：予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

図3-2（タイプ選定表（舗装工事））

２．施工体制確認型実施要領

２．１ 趣旨

総合評価落札方式を実施するに当たって、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行うことにより、設計図書において求める要件の実現の確実性を審査、評価するものである。

２．２ 評価点と評価値

○技術評価点＝標準点＋施工体制評価点＋加算点 ○評価値＝技術評価点÷入札価格×１億

標準点　　：100点（固定）
施工体制評価点：30点　　【内訳】施工体制確保の確実性に関する項目：15点
　　品質確保の実効性に関する項目　　：15点
加算点　　：総合評価のタイプ毎に設定（「4．総合評価タイプおよび評価項目」による）

２．３ ヒアリング

２．３．１ ヒアリングの実施

失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての入札参加者に対して、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、その申し込みにかかる価格が調査基準価格以上で入札した者（「３．２ 評価点と評価値」で規定する評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内である場合にあっては、すべての入札参加者。）については、ヒアリングを実施しないことができる。調査基準価格に満たない者のうち、「調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の応札者のうち評価値最高者を下回る評価値の者」について、ヒアリングを実施しないことができる。

２．３．２ ヒアリングの実施連絡

ヒアリングを受ける者（以下、ヒアリング対象者という）に対し、追加書類の提出（「３．４ 追加書類」参照）を求めるものとする。ヒアリングの日時および場所等については別途連絡する。

ヒアリング対象者である旨の連絡および追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、入札参加者あてに連絡するものとする。

２．３．３ ヒアリングの出席者

ヒアリングに当たってヒアリングの出席者は、「配置予定の主任技術者および監理技術者（特例監理技術者を含む）」（以下、「配置予定技術者」という。）および現場代理人を必ず含め、3名以内とする。（共同企業体においては代表構成員の配置予定技術者とする。）

２．３．４ 追加書類の提示

ヒアリング対象者は、ヒアリングの際に、「３．４ 追加書類」で規定する追加書類のうち添付資料に係る原本を持参し、入札執行者からの求めに応じ、提示しなければならない。また、ヒアリング対象者は、ヒアリングに当たっては、「３．４ 追加書類」により提出された追加書類に基づかない説明をすることができない。

２．３．５「STEP1調査における判断基準」を満足しない場合

調査基準価格未満で入札をした者がある場合において、その者が低入札価格調査実施要領に定める「STEP1調査」において「STEP1調査における判断基準」を満足しないと確認できる場合は、上記の規定にかかわらず、ヒアリング調査を行わないものとする。この場合、入札執行者は、その者に係る入札を失格とすることができる。

２．４ 追加書類

２．４．１ 追加書類の提出

ヒアリング対象者は、入札執行者があらかじめ指定した期日までに、次に掲げる追加書類（以下、追加書類とする）を郵送または持参の方法により、提出しなければならない。

なお、入札執行者から特に指示がなかった場合は、提出の要請があった日から起算して3日以内（土曜、日曜および祝日を除く）に必要な全ての資料を提出するものとする。

【低入札価格調査実施要領に定める様式】
※低入札価格調査実施要領にある添付資料の提出は必要としない

（1）下請予定業者等一覧表（工事様式3）
（2）配置予定技術者名簿（工事様式4）
（3）資材購入予定先一覧（工事様式7－2）
（4）機械リース元一覧（工事様式8－2）
（5）労務者の確保計画（工事様式9―1）
（6）工種別労務者配置計画（工事様式9－2）
（7）建設副産物の搬出地（工事様式10）
（8）建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式11）
（9）品質管理のための人員体制（工事様式12－1）
（10）品質管理計画書（工事様式12－2）
（11）出来型管理計画書（工事様式12－3）
（12）安全衛生教育等（工事様式13－1）
（13）点検計画（工事様式13－2）
（14）施工体制台帳（工事様式14）

２．４．２ 追加書類の提出を行わない場合

ヒアリング対象者は、２．４．１で定める入札執行者が指定するまでの間に限り、追加書類の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、速やかに「（様式）施工体制確認型（履行確実性）追加書類提出辞退届」を提出するものとする。当該申し出を行ったヒアリング対象者は、失格とする。

２．４．３ 追加書類の取り扱い

ヒアリング対象者は、追加書類を提出した後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができず、追加書類の返却および公表は、原則として行わない。なお、追加書類の作成等にかかる費用は、ヒアリング対象者の負担とする。

２．５ 施工体制の評価および審査

２．５．１ 施工体制の評価

入札執行者は、「積算内訳書」ならびに「入札説明書（別紙－１）において求める資料」、「追加書類」および「ヒアリングの結果」等により審査を行い、「施工体制の確保の確実性」および「品質確保の実効性」について評価するものとする。

２．５．２ 施工体制評価点

評価の配点は以下の表2「施工体制（施工体制評価点）」のとおりとする。

表2　施工体制（施工体制評価点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評価点
施工体制 （施工体制評価点）	施工体制確保の確実性 【15点】	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
	品質確保の実効性 【15点】	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
施工体制の評価 （施工体制評価点）	30点満点			

２．５．３ 審査方法

審査方法は以下のとおりである。

（1）施工体制確保の確実性

・入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（工事様式3）、施工体制台帳（工事様式14））

②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（資材購入予定先一覧（工事様式7－2）、機械リース元一覧（工事様式8－2）、労務者の確保計画（工事様式9—1）、工種別労務者配置計画（工事様式9－2））

③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（配置予定技術者名簿（工事様式4））

（2）品質確保の実効性

・入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

①建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（建設副産物の搬出地（工事様式10）、建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式11））

②安全確保の体制が構築されると認められるか（安全衛生教育等（工事様式13－1）、点検計画（工事様式13－2））

③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（品質管理のための人員体制（工事様式12－1）、品質管理計画書（工事様式12－2）、出来型管理計画書（工事様式12－3））

2．6 その他

2．6．1 入札参加停止措置等

ヒアリング対象者が、追加書類の全部もしくは一部を提出しない場合（3．4．2で規定する申し出を行っている場合を除く）、提出した追加書類に不備がある場合またはヒアリングに応じない場合は、直ちに履行不能と判断し、悪質なものについては、当該ヒアリング対象者に対し、入札参加停止措置等をとる場合がある。

３．総合評価各種タイプおよび評価項目について

３－１．総合評価のタイプ

（1）高度技術提案型（県内外関係なし）

〇加算点　40 ～ 50 点

〇技術提案 ： 企業能力等 ＝ 40 ～ 50 点 ： 0 点

〇高度な技術提案を評価項目とする。（内容および配点については個別で設定する。）

〇技術提案内容を参考に予定価格を算出する。

〇原則として、技術提案内容に対しヒアリングを実施する。

評価の視点	評価項目	配　点
高度な技術提案	総合コスト	40 ～ 50
	性能・機能	
	社会的要請	
計		40 ～ 50

（2）WTO標準型（県内外関係なし）

〇加算点　40 ～ 50 点

〇技術提案 ： 企業能力等 ＝ 40 ～ 50 点 ： 0 点

〇技術提案を評価項目とする。（内容および配点については個別で設定する。）

評価の視点	評価項目	配　点
技術提案	施工管理	40 ～ 50
	目的物の品質	
	施工上の課題	
計		40 ～ 50

（3）標準型（県内外関係なし）≪地域要件による評価項目設定については「6. 評価項目設定（参考）」参照≫

変更

〇加算点　　舗装工事以外：31.5 ～ 44.0 点
　　舗装工事　　：31.5 ～ 43.0 点
〇技術提案　：　企業能力等 ＝（舗装工事以外）２４点　：　7.5 ～ 20.0 点
　　（舗装工事）　２４点　：　7.5 ～ 19.0 点

評価の視点	評価項目	配　点	
		舗装工事以外	舗装工事
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】から３つ～４つの着目点を設定	24	24
企業の施工能力	企業の実績　※１	2【選択】	2【選択】
	主観点数（工事成績等）	3【選択】	3【選択】
	i-Construction への取組	1.5【選択】	1.5【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等ＣＰＤ	1	1
	配置予定技術者等の実績 ※１	1	1
	配置予定技術者等の従事工事受賞歴	0.5【選択】	0.5【選択】
	技能者の資格	1【選択】	1【選択】
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1【選択】	1【選択】
	建災防への加入および活動実績	0.5【選択】	0.5【選択】
	県内営業所の有無　※２	3	3
	漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書締結　※３	1【選択】	—
	県内企業の下請活用	2	2
	現場見学会の開催	1【選択】	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】	0.5【選択】
	週休２日＋αの取組	0.5【選択】	0.5【選択】
	建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの利用	0.5	0.5
計		31.5 ～ 44.0	31.5 ～ 43.0

※１　舗装工事以外は「実績工事の有無」、舗装工事は「実績工事の工事成績」で評価する。
※２　入札参加資格が県内業者のみの工事においても配点の均衡を図るため設定する。
※３　1.4 億円以上の工事（土木工事）のみに設定する。

（4） 簡易型（県内外関係なし） ≪地域要件による評価項目設定については「6. 評価項目設定（参考）」参照≫

変更

〇加算点　　舗装工事以外：8.5 ～ 23.0 点
　　舗装工事　　：9.0 ～ 22.0 点
〇技術提案　：　企業能力等 ＝（舗装工事以外）４点　：　4.0 ～ 19.0 点
　　（舗装工事）　４点　：　4.5 ～ 18.0 点

評価の視点	評価項目	配　点	
		舗装以外	舗装工事
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】からいずれか１つの着目点を設定	4	4
企業の施工能力	企業の実績　※１	2【選択】	2【選択】
	主観点数（工事成績等）	3【選択】	3【選択】
	i-Construction への取組	1.5【選択】	1.5【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等ＣＰＤ	1	1
	配置予定技術者等の実績　※１	1	1
	配置予定技術者等の従事工事受賞歴	0.5【選択】	0.5【選択】
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】	0.5
	技能者の資格	1【選択】	1【選択】
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1【選択】	1【選択】
	建災防への加入および活動実績	0.5【選択】	0.5【選択】
	県内営業所の有無	1.5【選択】	1.5【選択】
	漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書締結　※２	1【選択】	－
	県内企業の下請活用	2	2
	現場見学会の開催	1【選択】	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】	0.5【選択】
	週休２日＋αの取組	0.5【選択】	0.5【選択】
	建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの利用	0.5	0.5
計		8.5 ～23.0	9.0 ～22.0

※１　舗装工事以外は「実績工事の有無」、舗装工事は「実績工事の工事成績」で評価する。
※２　1.4 億円以上の工事（土木工事）のみに設定する。

（５）特別簡易型Ｉ型Ａ（県内）

変更

企業の地域性・社会性における加算点には最大加算点を採用している。※５

〇加算点　　舗装工事以外：10.5 ～ 18.5 点

　　舗装工事　　：11.0 ～ 18.0 点

〇技術提案　：　企業能力等 ＝（舗装工事以外）　0 点　：　10.5 ～ 18.5 点

　　（舗装工事）　　0 点　：　11.0 ～ 18.0 点

評価の視点	評価項目	配　点		配点小計			加算点	
		舗装工事以外	舗装工事	舗装工事以外	舗装工事		舗装工事以外	舗装工事
企業の施工能力	企業の実績　※１	2	2	5 ～ 6.5	5 ～ 6.5		5～6.5	5～6.5
	主観点数（工事成績等）	3	3					
	i-Construction への取組	1.5【選択】	1.5【選択】					
技術者等の能力	配置予定技術者等ＣＰＤ	1	1	2～ 4.0	2.5～ 4.0		2～ 4.0	2.5～ 4.0
	配置予定技術者等の実績 ※１	1	1					
	配置予定技術者等の従事工事受賞歴	0.5【選択】	0.5【選択】					
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】	0.5					
	技能者の資格	1【選択】	1【選択】					
企業の地域性・社会性	建災防への加入および活動実績	0.5	0.5	4.0～ 9.5	4.0～ 8.5	→	最大加算点 ※５ 3.5 ～ 9.0	最大加算点 ※５ 3.5 ～ 8.0
	主たる営業所の有無　※２	1.5【選択】	1.5【選択】					
	漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書締結　※３	1【選択】	－					
	県内企業の下請活用	2	2					
	現場見学会の開催	1【選択】	1【選択】					
	県産材の使用	0.5【選択】	0.5【選択】					
	若手・女性技術者の配置	1	1					
	週休２日＋αの取組	0.5【選択】	0.5【選択】					
	建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの利用	0.5	0.5					
	その他、発注機関による独自設定項目　※４	0.5(1.0)【選択】	0.5(1.0)【選択】					
計							10.5 ～ 19.5	11.0 ～ 18.5

※１　舗装工事以外は「実績工事の有無」、舗装工事は「実績工事の工事成績」で評価する。

※２　工事の発注状況に応じて設定する

※３　1.4 億円以上の工事（土木工事）のみ設定する。

※４　独自の評価項目として必要に応じて設定できる。内容より配点は 1.0 点にできる。

※５　配点小計から 0.5 点を減じた点を最大加算点とする。

（例：企業の地域性・社会性の項目における配点合計 9.5 の場合　→　最大加算点 9.0 点）

（６）特別簡易型Ｉ型Ｂ（県内外混合）

変更

〇加算点　　舗装工事以外：10.0 ～ 15.5 点
　　舗装工事：10.5 ～ 15.5 点
〇技術提案　：　企業能力等 ＝（舗装工事以外）　0 点　：　10.0 ～ 15.5 点
　　（舗装工事）　0 点　：　10.5 ～ 15.5 点

評価の視点	評価項目	配　点	
		舗装工事以外	舗装工事
企業の施工能力	企業の実績　※１	2	2
	i-Construction への取組	1.5【選択】	1.5【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等ＣＰＤ	1	1
	配置予定技術者等の実績　※１	1	1
	配置予定技術者等の従事工事受賞歴	0.5【選択】	0.5【選択】
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】	0.5
	技能者の資格	1【選択】	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1	1
	県内営業所の有無	1.5	1.5
	県内企業の下請活用	2	2
	現場見学会の開催	1【選択】	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	1	1
	週休２日＋αの取組	0.5【選択】	0.5【選択】
	建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの利用	0.5	0.5
計		10.0 ～ 15.5	10.5 ～ 15.5

※１　舗装工事以外は「実績工事の有無」、舗装工事は「実績工事の工事成績」で評価する。

（７）特別簡易型Ⅱ型Ａ（県内）

変更

企業の地域性・社会性における加算点には最大加算点を採用している。※４

〇加算点　　舗装工事以外：7.5 ～ 16.0 点　　舗装工事：8.0 ～ 15.0 点

〇技術提案　：　企業能力等 ＝　（舗装工事以外）　0 点　：　7.5 ～ 16.0 点

（舗装工事）　0 点　：　8.0 ～ 15.0 点

評価の視点	評価項目	配　点		配点小計			加算点	
		舗装工事以外	舗装工事	舗装工事以外	舗装工事		舗装工事以外	舗装工事
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3	3	3 ～ 4.5	3～ 4.5		3～ 4.5	3～ 4.5
	i-Construction への取組	1.5【選択】	1.5【選択】					
技術者等の能力	配置予定技術者等ＣＰＤ	1	1	1 ～ 2.5	1.5 ～ 2.5		1～2.5	1.5 ～ 2.5
	配置予定技術者等の資格 ※２	0.5【選択】	0.5					
	技能者の資格	1【選択】	1【選択】					
企業の地域性・社会性	建災防への加入および活動実績	0.5	0.5	4.0 ～ 9.5	4.0 ～ 8.5	→	最大加算点 ※４ 3.5 ～ 9.0	最大加算点 ※４ 3.5 ～ 8.0
	主たる営業所の有無　※１	1.5【選択】	1.5【選択】					
	漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書締結 ※２	1【選択】	―					
	県内企業の下請活用	2	2					
	現場見学会の開催	1【選択】	1【選択】					
	県産材の使用	0.5【選択】	0.5【選択】					
	若手・女性技術者の配置	1	1					
	週休２日＋αの取組	0.5【選択】	0.5【選択】					
	建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの利用	0.5	0.5					
	その他、発注機関による独自設定項目　※３	0.5(1.0)【選択】	0.5(1.0)【選択】					
計							7.5 ～ 16.0	8.0 ～ 15.0

※１　工事の発注状況に応じて設定する。

※２　1.4 億円以上の工事（土木工事）のみ設定する。

※３　独自の評価項目として必要に応じて設定できる。

※４　配点小計から 0.5 点を減じた点を最大加算点とする。

（例：企業の地域性・社会性の項目における配点合計 9.5 の場合　→　最大加算点 9.0 点）

（８）特別簡易型Ⅱ型Ｂ（県内外混合）

変更

〇加算点　　7.0 ～ 12.0 点

〇技術提案　：　企業能力等 ＝　0 点　：　7.0 ～ 12.0 点

評価の視点	評価項目	配　点
企業の施工能力	i-Construction への取組	1.5【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等ＣＰＤ	1
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】
	技能者の資格	1【選択】
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	1
	週休２日＋αの取組	0.5【選択】
	建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの利用	0.5
計		7.0～12.0

変更

３－２．モデル工事について

特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型Ａの適用範囲で、工事難易度Ⅰおよび工事難易度Ⅱについて、【地域の担い手育成型】、【受注機会促進型】、【CO2 削減取組評価型】、【若手・女性技術者チャレンジ型】、および【週休 2 日＋αチャレンジ型】、のモデル工事、を適用することができる。

モデル工事における評価項目設定は、総合評価方式の各種タイプにおける評定項目設定一覧表のとおりとする。

モデル工事名称	趣旨、対象
地域の担い手育成型	趣旨：地域の建設産業の活性化や地域の担い手育成・確保を目指す 対象：特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型Ａかつ難易度ⅠまたはⅡの工事の一部
受注機会促進型	趣旨：各地域において建設産業の均衡の取れた発展を目指す 対象：特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型Ａの適用範囲で、工事難易度Ⅰおよび工事難易度Ⅱの一部
CO2 削減取組評価型	趣旨：建設産業における CO2 削減の取組を進める 対象：特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型ＡＢの適用範囲で、土工量 1,000m3 以上の工事難易度Ⅰおよび工事難易度Ⅱの一部
若手・女性技術者 チャレンジ型	趣旨：若手・女性技術者の育成を進め、持続可能な建設業を目指す。 対象：特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型Ａかつ難易度ⅠまたはⅡの工事の一部

表：総合評価方式の各種タイプにおける評定項目設定一覧表

変更

◎ ： 必須の評価項目１　（全工事で共通した内容で設定するもの）
○ ： 必須の評価項目２　（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）
△ ： 選択の評価項目　（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

番号	評価の視点	評価項目	配点	総合評価タイプ								モデル工事				備考
				高度技術提案型	WTO標準型	標準型（※7）	簡易型（※7）	特別簡易型Ⅰ型A	特別簡易型Ⅰ型B	特別簡易型Ⅱ型A	特別簡易型Ⅱ型B	地域の担い手育成	受注機会促進	CO2削減取組評価	若手・女性技術者ﾁｬﾚﾝｼﾞ	
1	高度な技術提案	総合的なコスト縮減に関する提案【総合コスト】	工事毎に設定 40～50点	○												
		工事目的物の性能、機能の向上に関する提案【性能・機能】		○												
		社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】		○												
2	技術提案	施工管理（工程管理、出来型管理、品質管理）方法に関する提案【施工管理】	4～8点※（1着目点あたり）		○ 工事毎に設定 40～50点	○ 工事毎に3～4着目点を設定 24点	○ 工事毎に1着目点を設定 4点									※WTO標準型については個別に設定する
		工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案【目的物の品質】	4～8点※（1着目点あたり）													
		工事施工において配慮すべき提案【施工上の課題】	4～8点※（1着目点あたり）													
3	企業の施工能力	企業の実績	2.0点			△	△	◎	◎							
4		主観点数（工事成績等）	3.0点			△ 区分(A)	△ 区分(B)	◎ 区分(B)		◎ 区分(B)						
5		i-Constructionへの取組	1.5点			△	△	△	△	△	△					
6	技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1.0点			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
7		配置予定技術者等の実績	1.0点			◎	◎	◎	◎							
		配置予定技術者等の従事工事受賞歴	0.5点			△	△	△	△							R8表彰より開始
8		配置予定技術者等の資格（※１）	0.5点				△	△	△	△	△					舗装工事以外に適用
							○	○	○	○	○					舗装工事に適用
9		技能者の資格　（※２）	1.0点			△	△	△	△	△	△	△				
10	企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1.0点			△	△		◎		◎					
11		防災協定の締結および重機保有	1.0点									◎				
12		建災防への加入および活動実績	0.5点			△	△	◎		◎		◎				
13		県内営業所の有無	3.0点 1.5点※			◎	△※		◎※		◎※					※ 簡易・特別簡易型は1.5点
14		主たる営業所の有無	1.5点					△		△		◎				
15		漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書の締結　（※３）	1.0点			△	△	△		△		△				舗装工事以外に適用
16		県内企業の下請活用　（※４）	2.0点			○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	
17		現場見学会の開催　（※５）	1.0点			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
18		県産材の使用　（※６）	0.5点			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
19		若手・女性技術者の配置	1.0点					◎	◎	◎	◎	◎		◎		
20		若手・女性技術者の配置（チャレンジ）	2.0点												◎2.0	
21		週休２日＋αの取組	0.5点			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	余裕期間制度を活用する工事に適用
22		建設キャリアアップシステムの利用	0.5点			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
23		その他、発注機関による独自設定項目	0.5点 1.0点※					△		△						※設定内容に応じて1.0点とできる
24		手持ち工事量	2.0点										◎2.0			
25		CO2削減への取組	2.0点											◎2.0		
配点合計				40.0～50.0	40.0～50.0	31.5～44.0	8.5～23.0	11.0～19.0	10.0～15.5	8.0～16.5	7.0～12.0	7.5～11.5	5.5～7.5	6.5～8.5	5.5～7.5	
最大加算点合計								10.5～18.5		7.5～16.0						

※１ ： 配置予定技術者等（監理技術者、主任技術者または現場代理人）の資格の有無を評価する。
（対象とする資格は、工事内容を勘案し発注者が設定する。）
※２ ： 当該工事の作業に従事する技能者の資格の有無（登録基幹技能者または技能士（１級）など）を評価する。
（対象とする資格および職種については工事毎に設定する。）
※３ ： １．４億円以上の工事（土木工事）のみ設定する。
※４ ： 県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らかな場合は対象外とする。
※５ ： 建設工事の魅力発信に適した工事の場合、設定する。ただし、「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。
※６ ： 使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。
※７ ： 地域要件による評価項目設定については「４．評価項目設定（参考）」参照のこと。

３．３　各評価項目と評価方針について

入札参加者から提出される技術提案書類は、滋賀県情報公開条例第６条（２）『公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』に該当することから非公開情報とする。

≪用語の定義≫

用　語	該当する技術者※
配置予定技術者等	監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者

※ 専任特例１号、専任特例２号（特例監理技術者）を含み、監理技術者補佐は含まない

３．３．１　高度な技術提案

高度技術提案型	ＷＴＯ標準型	標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ
○							

工事内容に応じて以下の着目点設定の視点から各着目点を設定する。
また、その評価基準や着目点毎の配点についても工事毎に設定する。

＜着目点設定の視点＞

○総合的なコストの縮減に関する提案【総合コスト】
○工事目的物の性能、機能の向上に関する提案【性能・機能】
○社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】

３．３．２　技術提案

高度技術提案型	ＷＴＯ標準型	標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ
	○	○	○				

技術提案では、以下の着目点設定の視点の中から、工事毎に着目点設定を行い（同一の視点を複数設定することも可）、その内容を評価した結果に応じて加算点を与える。

○着目点設定の視点

・【施　工　管　理】施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案
・【目的物の品質】工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案
・【施工上の課題】工事施工において配慮すべき事項（施工計画に限定も可）に関する提案

○タイプ別の概要

	ＷＴＯ標準型	標準型	簡易型
着目点設定数	個別設定	個別設定 （３～４項目）	１項目
配点	４０～５０点	２４点 (６点×４着目点、 ８点×３着目点)	４点 (４点×１着目点)
提案可能【対策】数	個別設定	個別設定	2
評価方法	個別設定	個別設定	５段階評価

・各着目点に対する、具体的な【対策】の提案数は最大で２つまで可能とする。
・各【対策】について「優」「良」「可（採用）」の３段階で評価し、着目点設定数と配点に応じて換算値（優：２または３、良：１または1.5、可：０）を設定し、その換算値に基づき以下の評価点を評価項目（着目点）毎に加算する。

●技術提案＜評価項目における加算点の内訳＞

技術提案の各【対策】の評価	評価点(例)	
「優」2つ	**4.0**	**6.0**
「優」1つ「良」1つ	**3.0**	**4.5**
「優」1つ、または「良」2つ	**2.0**	**3.0**
「良」1つ	**1.0**	**1.5**
「優」「良」共になし	**0**	**0**

〇技術提案に対する評価方針について

・技術提案では、施工管理（工程管理・品質管理・出来形管理）方法や工事の進め方（仮設を含めた施工方法）、使用機械など、契約上あくまでも受注者の任意によるところに対して求めることを基本とする。したがって、発注者として必要と考えるものは設計に計上し、設計図書（特記仕様書・図面）に明示することを徹底する。着目点設定を行う際に過剰な提案をもとめることとならないよう配慮する。

・着目点設定については、工事難易度チェックシートに基づく工事特性を参考に、適切な設定に努める。設定する際は漠然とした着目点設定は避け、ポイントを絞った設定を行う。また、着目点設定と併せて、【着目点設定の背景】を明示し、着目点設定の背景および理由が入札参加者に伝わるよう配慮する。

・各発注機関において、技術提案書の受付担当と評価担当を分けるなど、評価に関して公平性・公正性の確保に努める。

・入札参加者から提案された技術提案は全て「知的財産」として、その取扱いについては他者に漏れることのないよう、適切に管理を行う。

・不採用の【対策】については、入札前に参加者に対して通知を行う。
オーバースペック、設計仕様の変更、過剰な提案、法令手続きや関係機関調整の見通しがはっきりしない内容等については、不採用として整理する。（詳細については、入札説明書に明記する。）

・１つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。なお、【概要】欄に複数の【対策】が記述されている場合も「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。
ただし、【対策】の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた【対策】、目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた【対策】はこの限りでない。

・【概要】欄に対策内容に応じて規模や施工範囲、頻度等の記載が無く評価できない提案、基準等に定められた通常行うべき提案、企業の施工能力における評価項目で「i-Construction へ

の取組み」を設定している場合の同じ内容の提案などについては、加算点評価は行わない。

・不採用とした【対策】を除いて、すべての技術提案内容（【対策】）は契約条件とし、施工時、完了時に履行確認を行うとともに、不履行については、工事成績評定において減点措置を行う。なお、技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

・より適切な評価を行うため、技術提案内容に関して、配置予定の監理技術者等に対してヒアリングを実施することができる。

・その他、必要な事項については、入札説明書に詳細に記載を行うこととし、適切な運用に努める。

３．３．３　企業の施工能力

①　企業の実績　【舗装工事以外に適用】

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△	◎	◎						

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して１５年間（公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る）にその企業が契約した実績工事（単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない））の発注機関の種別・規模等により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。また、実績工事は公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り、共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）も認めることとする。

（例）2025年４月１日が公告日の場合

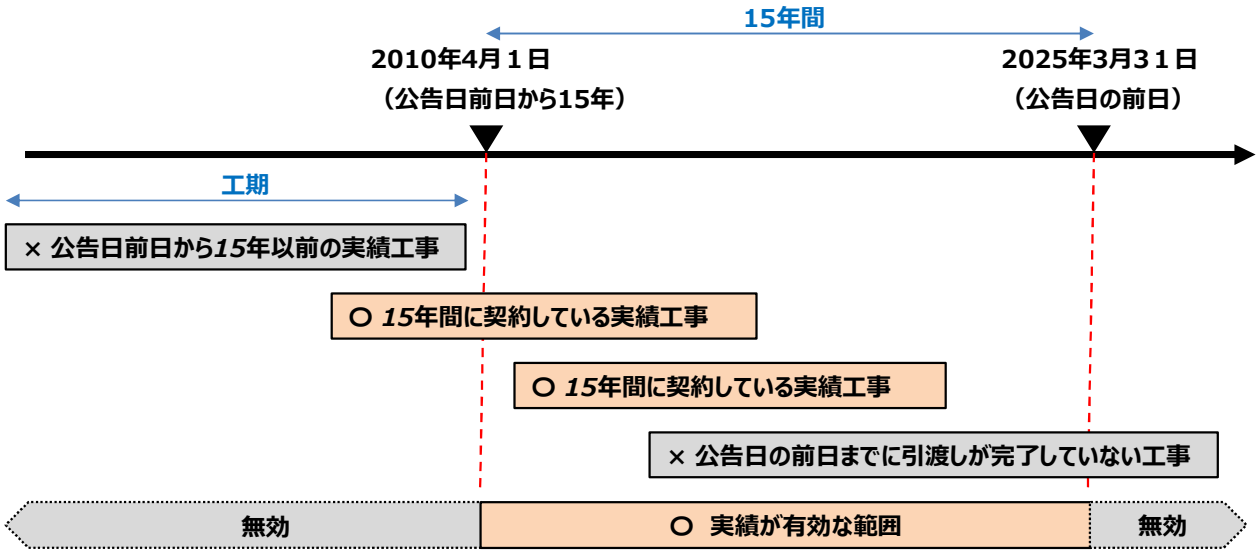

実績工事は工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録され、求める施工実績の内容が確認できるものに限る。ＣＯＲＩＮＳの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、ＣＯＲＩＮＳの補足資料として実績が確認できる他の資料（※1）の提出を認める。（求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。）

企業の実績として求める 実績工事	*発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定する。（入札参加要件と同等とすることも可）*

●企業の実績

区　分（企業の実績）	評価点
国・都道府県等（※2）の工事施工実績あり	2.0
上記以外の発注機関の工事施工実績あり	1.0
施工実績なし	0

（※1）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの。

（※2）「国、都道府県等」とは、国、都道府県、政令指定都市、●●団体（求める工事内容に応じ事業体を指定することができる。）または次の条件のいずれかを満足する市区町村（水道企業団等一部事務組合を含む。）をいう。

条件・水道事業の場合　計画給水人口 30 万人以上
・水道用水供給事業の場合　計画１日最大給水量 90,000m3/日 以上
・工業用水事業の場合　計画１日最大給水量 90,000m3/日 以上
・上記事業のうち 2 事業以上を行っている場合
複数の事業の給水量を併せて、計画１日最大給水量 90,000m3/日 以上。ただし、水道事業の場合は、給水人口 1 人当たり、300 ﾘｯﾄﾙ／日 とし、計画人口を乗じて給水量を算定する。

ここでいう、「国」とは、国土交通省、厚生労働省とする。

また「都道府県」とは、全国の都道府県および、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事　業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会とする。

※ 上記地方機関も含む。
※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。
※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象　とする。

① －２ 企業の実績　【舗装工事に適用】

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△	◎	◎						

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して１５年間（公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る）にその企業が契約した実績工事（単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない））の「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。また、実績工事は公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り、共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）も認めることとする。

（例）2025年４月１日が公告日の場合

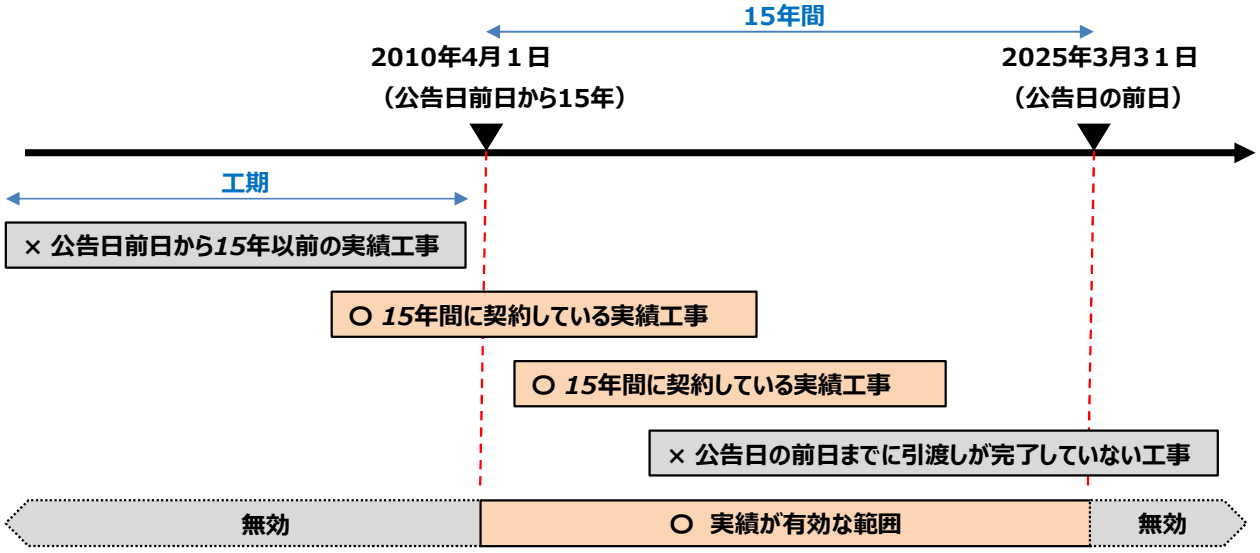

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※1）が発注した工事（工事成績評定通知対象工事に限る。）とする。評価対象発注機関が発注した工事の施工実績でない場合は、「施工実績に対する工事成績なし」として評価する。

実績工事は工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録され、求める施工実績の内容が確認できるものに限る。ＣＯＲＩＮＳの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、ＣＯＲＩＮＳの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）の提出を認める。（求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。）また、実績工事の「工事成績評定通知の写し」の提出を求める。

企業の実績として求める実績工事	*発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定する。（入札参加要件と同等とすることも可）*

●企業の実績

区　分（企業の実績工事における工事成績）		評価点
施工実績　なし		0
施工実績　あり	工事成績評定「60 点未満」または「なし」	0
	工事成績評定「60 点以上、75 点未満」	0.5
	工事成績評定「75 点以上、80 点未満」	1.0
	工事成績評定「80 点以上、85 点未満」	1.5
	工事成績評定「85 点以上」	2.0

（※1）評価対象発注機関：

・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会

・国土交通省近畿地方整備局
・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）
※　上記出先機関を含む。
※　滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。
※　機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。
（※2）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの）

②　主観点数（工事成績等）

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若・女ﾁｬﾚ
△(A)	△(B)	◎(B)		◎(B)					

＜「標準型」の場合＞

工事成績、表彰履歴について、令和８年度建設工事等入札参加有資格者名簿にもとづく該当業種の主観点数のうち、技術力を示す「工事成績（工事成績、表彰歴、VE 提案）」の部分の合計点により評価を行い、下表の区分による評価点を加算点として与える。

●主観点数（工事成績等）

区分(A)：主観点数（工事成績等） (A)＝（工事成績＋表彰歴＋ＶＥ提案）	評価点
25 点未満	0
25 点以上　40 点未満	0.5
40 点以上　55 点未満	1.0
55 点以上　70 点未満	1.5
70 点以上　85 点未満	2.0
85 点以上　100 点未満	2.5
100 点以上	3.0

＜「簡易型」、「特別簡易型Ⅰ型Ａ」、「特別簡易型Ⅱ型Ａ」の場合＞

主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く）について、令和８年度建設工事等入札参加有資格者名簿にもとづく該当業種の主観点数から「除雪作業等の受託実績」を除いた合計点により評価を行い、下表の区分による評価点を加算点として与える。

●主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く）

区分(B)：主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く） （B）＝主観点数－除雪作業等の受託実績	評価点
110 点未満	0
110 点以上　130 点未満	0.5
130 点以上　150 点未満	1.0
150 点以上　170 点未満	1.5
170 点以上　190 点未満	2.0
190 点以上　210 点未満	2.5
210 点以上	3.0

変更

③　i-Construction への取組

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△	△	△	△	△				

建設産業の生産性向上と魅力ある業界づくりを推進するため「i-Construction　への取組」を評価し、次のとおり加算点を与える。なお、評価点を与えた場合において、受注者の責めに帰すべき事由により履行が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

評価対象工種は、土工、法面工、舗装工（路盤工の施工を含む工事）および舗装工（修繕工）、地盤改良工および構造物工とする。

なお、ICT 活用工事、簡易型 ICT 活用工事、3 次元モデル活用工事の実施および費用等については、滋賀県土木交通部における ICT 活用実施要領 滋賀県土木交通部技術管理課（入札公告時点最新版）による。

＜土工の場合＞

受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 土工に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。土工量は、土木工事標準積算基準における掘削・路体（築堤）盛土・路床盛土・法面整形を対象とし、工事全体での合計量とする。

区　分（i-Construction への取組）	評価点
ICT 活用なし（加算評価の取組なし）	0
簡易型 ICT 活用工事　※1	0.5
ICT 活用工事　※2	1.0
ICT 活用工事　および　3 次元モデル活用工事　※3	1.5

【ICT 活用の施工段階】

①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

※1 上記②、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する工事

※2 上記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

※3　「ICT 活用工事」に加えて、安全管理・施工管理・工事説明等において 3 次元モデル（構造物や地形等の形状を、縦・横・高さの 3 方向（X・Y・Z）で立体的に表現したデジタルデータ）を活用する工事

＜法面工の場合＞

受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 法面工に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。

区　分（i-Construction への取組）	評価点
ICT 活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用あり　※1	1.0
ICT 活用あり　および 3 次元モデル活用工事　※2	1.5

【ICT 活用の施工段階】

①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③該当なし、

④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

※1 上記①～⑤の段階のうち①、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する工事

※2 「ICT 活用あり」に加えて、安全管理・施工管理・工事説明等において 3 次元モデル（構造物や地形等の形状を、縦・横・高さの 3 方向（X・Y・Z）で立体的に表現したデジタルデータ）を活用する工事

＜舗装工の場合＞

舗装工（路盤工の施工を含む工事）における i-Construction への取組を評価する。

受注者希望型 ICT 活用工事に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。

区　分（i-Construction への取組）	評価点
ICT 活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用工事　※1	1.0
ICT 活用工事　および　3 次元モデル活用工事　※3	1.5

【ICT 活用の施工段階】

①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、

④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

※1 上記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

※2 「ICT 活用工事」に加えて、安全管理・施工管理・工事説明等において 3 次元モデル（構造物や地形等の形状を、縦・横・高さの 3 方向（X・Y・Z）で立体的に表現したデジタルデータ）を活用する工事

＜舗装工（修繕工）の場合＞

受注者希望型 ICT 活用工事の舗装工（修繕工）に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。

区　分（i-Construction への取組）	評価点
ICT 活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用あり　※1	1.0
ICT 活用あり　および 3 次元モデル活用工事　※2	1.5

【ICT 活用の施工段階】

①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、

④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

※1 上記①～⑤の段階のうち①、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する

※2 「ICT 活用あり」に加えて、安全管理・施工管理・工事説明等において 3 次元モデル（構造物

や地形等の形状を、縦・横・高さの３方向（X・Y・Z）で立体的に表現したデジタルデータ）を活用する工事

＜地盤改良工の場合＞

受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 地盤改良工(安定処理、中層混合処理、スラリー撹拌工、ペーパードレーン工)に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。

区　分（i-Construction への取組）	評価点
ICT 活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用工事　※1	1.0
ICT 活用工事　および　３次元モデル活用工事　※2	1.5

【ICT 活用の施工段階】

①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

※1 上記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

※2 「ICT 活用工事」に加えて、安全管理・施工管理・工事説明等において３次元モデル（構造物や地形等の形状を、縦・横・高さの３方向（X・Y・Z）で立体的に表現したデジタルデータ）を活用する工事

＜構造物工の場合＞

受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 構造物工(擁壁工、基礎工、橋梁上部、橋台・橋脚およびコンクリート堰堤工)に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。

区　分（i-Construction への取組）	評価点
ICT 活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用あり　※1	1.0
ICT 活用あり　および３次元モデル活用工事　※2	1.5

【ICT 活用の施工段階】

①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

※1 上記①～⑤の段階のうち①、②、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する場合とする。

※2 「ICT 活用あり」に加えて、安全管理・施工管理・工事説明等において３次元モデル（構造物や地形等の形状を、縦・横・高さの３方向（X・Y・Z）で立体的に表現したデジタルデータ）を活用する工事

３．３．４　技術者等の施工能力

技術者等の施工能力では、配置予定技術者等の CPD や施工実績、工事成績、資格保有を評価項目とし、発注種に適応した技術者を評価する。なお、配置予定技術者等は、発注種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限り、かつ途中交代は原則認めない。ただし、下記に該当する場合で監督職員と協議の上認められたものはこの限りではないが、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置することとする。なお、「⑱若手・女性技術者の配置」および「⑲若手・女性技術者の配置（チャレンジ）」についても同様とする。

1)　傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
2)　死亡した場合
3)　退職した場合
4)　真にやむを得ない理由により転勤となる場合
5)　出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
6)　発注者の責により工期延期となる場合

※同等以上の者がいない場合、監督職員と書面協議の上、最も適切な技術者を配置することで減点対象としないが、実質的な工期の大部分において交代後の技術者が従事したり、虚偽の報告を行ったりするなど、特に契約条件に支障が生じるまた悪質と認められる場合は、減点対象また契約違反として取り扱う場合がある。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「④配置予定技術者等ＣＰＤ」、「⑤配置予定技術者等の実績」、「⑥配置予定技術者等の従事工事受賞歴」、「⑦配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

④　配置予定技術者等ＣＰＤ

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

配置予定技術者等に係る継続教育（ＣＰＤ）の取り組みを評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

配置予定技術者等は、発注種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限り、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

評価は、基準日（申請するＣＰＤ取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の１０月１日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。

評価対象を証明する資料として、各団体が発行する証明書の写しの提出を求める。

配置予定技術者CPDの評価の考え方

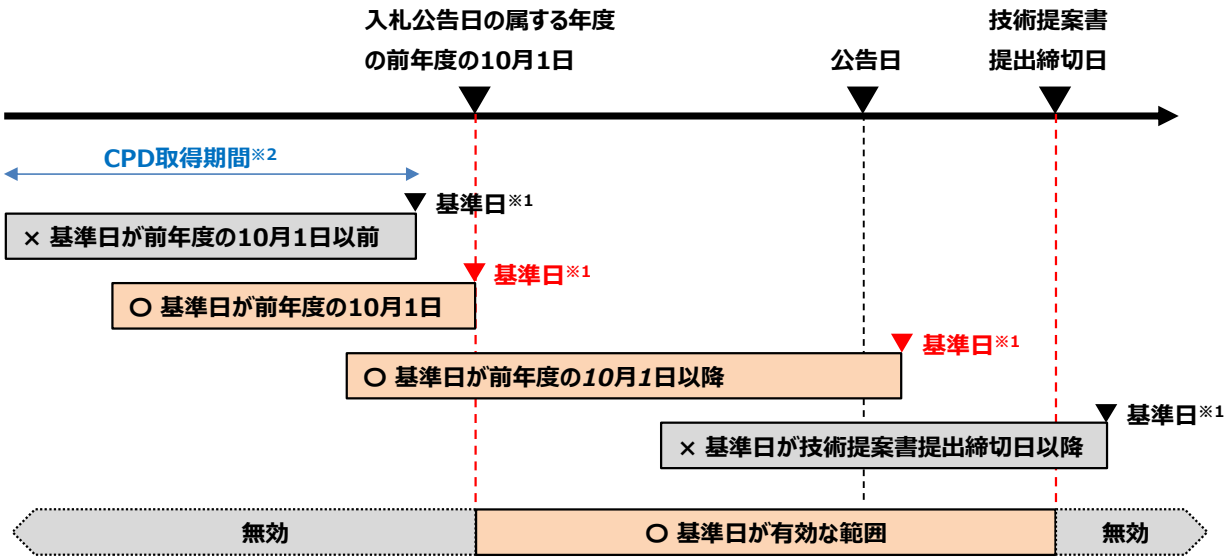

※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日
※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

●配置予定技術者等ＣＰＤ

区　分　（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位数以上の　証明なし	0
各団体の評価対象単位数以上の　証明あり（必要な水準）	1.0

団体名	評　価　対　象		評価点
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	２０単位／年 ４０単位／２年 ６０単位／３年 ８０単位／４年 １００単位／５年	１．０点
その他、建設系 CPD 協議会加入団体（技術士会、土木学会、都市計画学会など）	必要な水準	３０単位／年 ９０単位／３年	１．０点
建築ＣＰＤ運営会議加入団体	必要な水準	６単位／年	１．０点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

⑤　配置予定技術者等の実績　【舗装工事以外で適用】

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
◎	◎	◎	◎						

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して１５年間に、今回の工事の配置予定技術者等がその実績工事に「監理技術者、主任技術者または現場代理人（※1）として従事した実績により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。また、実績工事は公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り、共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）も認めることとする。

（例）2025年４月１日が公告日の場合

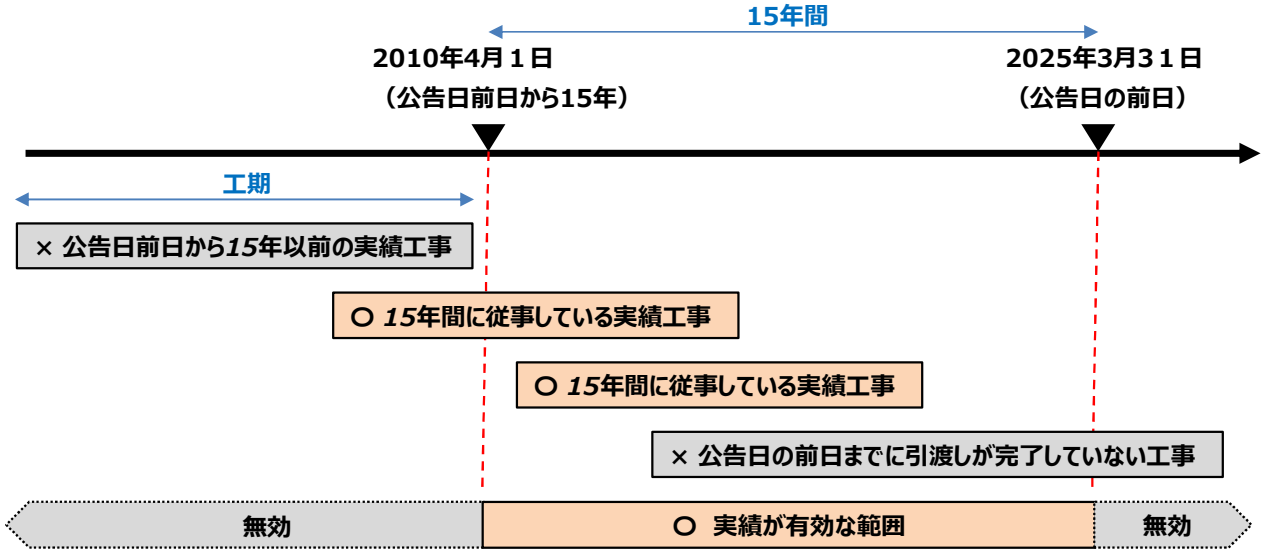

現場代理人(※1)として従事した実績で申請される場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で今回の発注種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

配置予定役職を現場代理人（監理技術者等は別の者）として申請される場合は、今回の発注種に適応した監理技術者等の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

実績は工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）により求める実績の内容が確認できるものに限り、且つ、工期のすべてに従事していた場合に評価する。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合は評価対象とする。ＣＯＲＩＮＳの登録データで求める実績が確認できない場合は、ＣＯＲＩＮＳの補足資料として実績が確認できる他の資料（※3）の提出を認める。(求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。)

なお、評価の対象とするのは、申請企業における実績のみとする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績	*発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定する。原則「①企業の実績」において設定する実績工事と同様とする。(入札参加要件と同等とすることも可)*

●配置予定技術者等の実績

区　分（配置予定技術者等の実績）	評価点
国・都道府県等(※2)の工事従事実績あり	1.0
上記以外の発注機関の工事従事実績あり	0.5
従事実績なし	0

（※1）実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限る。(主任技術者は不可)

（※2）「国、都道府県等」とは、国、都道府県、政令指定都市、●●団体（求める工事内容に応じ事業体を指定することができる。）または次の条件のいずれかを満足する市区町村（水道企業団等一部事務組合を含む。）をいう。

条件・水道事業の場合　計画給水人口 30 万人以上
・水道用水供給事業の場合　計画１日最大給水量 90,000m3/日 以上
・工業用水事業の場合　計画１日最大給水量 90,000m3/日 以上
・上記事業のうち 2 事業以上を行っている場合
複数の事業の給水量を併せて、計画１日最大給水量 90,000m3/日 以上。
ただし、水道事業の場合は、給水人口 1 人当たり、300 ﾘｯﾄﾙ／日 とし、計画人口を乗じて給水量を算定する。

ここでいう、「国」とは、国土交通省、厚生労働省とする。

また「都道府県」とは、全国の都道府県および、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事　業庁、(旧）滋賀県土地開発公社、(一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財）滋賀県環境事業公社、(公財）滋賀県文化財保護協会、(公財）びわこ芸術文化財団、(公財）滋賀県希望が丘文化公園、(公財）滋賀県スポーツ協会とする。

※ 上記地方機関も含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象　とする。

（※3）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの。

⑤－２ 配置予定技術者等の実績　【舗装工事に適用】

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
◎	◎	◎	◎						

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して１５年間に、今回の工事の配置予定技術者等がその実績工事に「監理技術者、主任技術者または現場代理人(※1)として従事した「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。また、実績工事は公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り、共同企業体の構成員(代表構成員に限らない)も認めることとする。

（例）2025年４月１日が公告日の場合

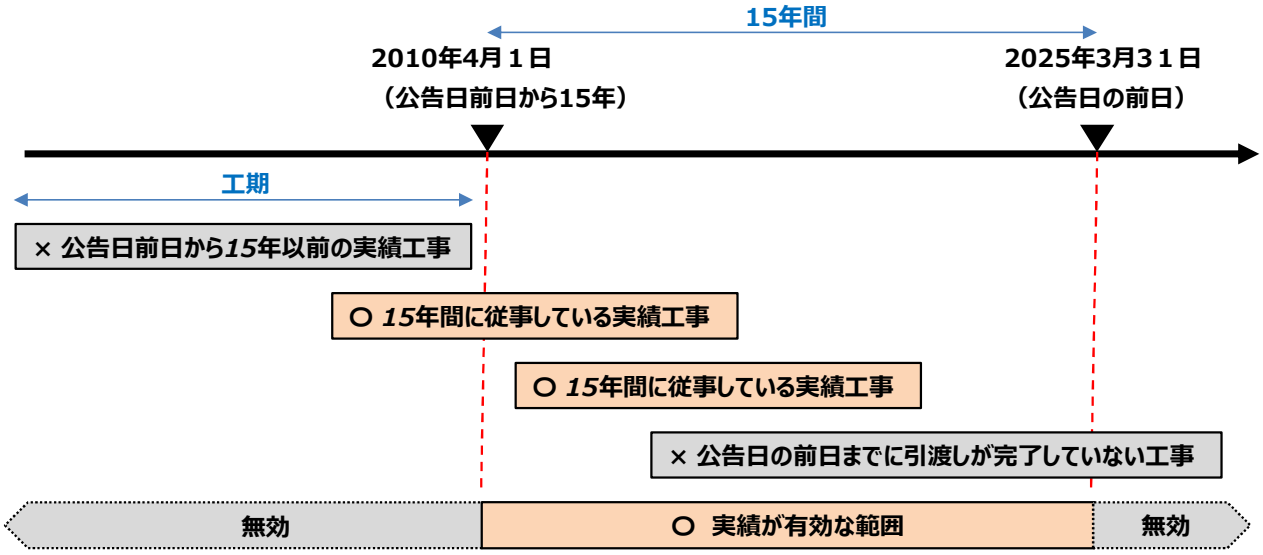

現場代理人(※1)として従事した実績で申請される場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で今回の発注種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

配置予定役職を現場代理人（監理技術者等は別の者）として申請される場合は、今回の発注種に適応した監理技術者等の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※2）が発注した工事とする。(工事成績評定通知対象工事に限る。)

実績は工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）により求める実績の内容が確認できるものに限り、且つ、工期のすべてに従事していた場合に評価する。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合は評価対象とする。ＣＯＲＩＮＳの登録データで求める実績が確認できない場合は、ＣＯＲＩＮＳの補足資料として実績が確認できる他の資料（※3）の提出を認める。(求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。)

なお、評価の対象とするのは、申請企業における実績のみとする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績	*発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定する。原則「①企業の実績」において設定する実績工事と同様とする。*

●配置予定技術者等の実績

区　分（配置予定技術者等の実績工事における工事成績）		評価点
施工実績　なし		0
施工実績　あり	工事成績評定「60 点未満」または「なし」	0
	工事成績評定「60 点以上、75 点未満」	0.3
	工事成績評定「75 点以上、80 点未満」	0.5
	工事成績評定「80 点以上、85 点未満」	0.7
	工事成績評定「85 点以上」	1.0

(※1)実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限る（主任技術者は不可）

(※2) 評価対象発注機関：

・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会

・国土交通省近畿地方整備局

・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※　上記出先機関を含む。

※　滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※　機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。なお、機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする

(※3)「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの）

新規

⑥ 配置予定技術者等の従事工事受賞歴

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△	△	△						

「滋賀県優良工事表彰」を受賞した工事において、その工期すべてに監理技術者等として従事した技術者を、本工事の配置予定技術者等として配置する場合に加算点を与える。なお、受賞歴のある工事と当該工事の「工事業種」が同一であることとする。また、令和８年度以降の「滋賀県優良工事表彰」の受賞を対象とし、表彰日以降から翌々年度末までに入札公告のあった工事から評価の対象とする。

●配置予定技術者等の従事工事受賞歴

区　分（配置予定技術者等の従事工事受賞歴）	評価点
受賞実績なし	0
奨励賞の受賞歴	0.1
優秀賞の受賞歴	0.3
知事賞の受賞歴	0.5

⑦　配置予定技術者等の資格

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若・女ﾁｬﾚ
	△	△	△	△	△				

配置予定技術者等の資格の有無に応じて評価を行い、以下の加算点を与える。評価項目の設定方針等は以下のとおりとする。

○原則、「法面処理工事」「舗装工事」「橋梁修繕工事（上部工）」「橋梁耐震補強工事」に設定する。

○品質確保の観点から効果的であると判断できる資格については、工事内容を勘案し、適宜設定する。

○評価対象に設定する資格は、事前に総合評価審査委員会審査部会に諮り、入札公告時に発注者が設定する。

○有資格者の従事予定ありの場合は、資格を有することを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。また、配置予定技術者等を現場代理人（監理技術者等は別の者）として申請する場合は、発注種に適応した監理技術者等の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

○工事毎の評価対象資格一覧

工　事	資　格　名	資格認定団体等	備考
法面処理工事 アンカー工事	地すべり防止工事士	(社)斜面防災対策技術協会	
	グラウンドアンカー施工士	(社)日本アンカー協会	
	のり面施工管理技術者	(一社)全国特定法面保護協会	
舗装工事	舗装施工管理技術者（１級）	(一社)日本道路建設業協会	
橋梁修繕工事 （上部工） 橋梁耐震補強工事	国土交通省登録資格※1のうち道路部門で、施設分野が「橋梁」、「橋梁（鋼橋）」または「橋梁（コンクリート橋）」である資格 *例）橋梁点検技術者* *コンクリート診断士*	各資格付与事業者	

※1 公共工事に関する調査および設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿に登録された資格。
令和７年10月時点で、橋梁４資格、橋梁（鋼橋）60資格、橋梁（コンクリート橋）65資格が登録済み。資格は、国土交通省 HP（https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）により確認のこと。なお、評価対象は、入札公告日時点で上記技術者資格登録簿に登録されている資格に限る。

●配置予定技術者等の資格

区　分（配置予定技術者等の資格）	評価点
配置予定技術者等が有資格者で　ない	0
配置予定技術者等が有資格者で　ある	0.5

変更

⑧　技能者の資格

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△	△	△	△	△	△			

現場で実作業に従事する技能者の資格の有無を評価の対象とする。評価方針は以下のとおりとする。

〇評価対象資格は、「登録基幹技能者（建設業法施行規則第１８条の３第２項）」、「技能士（１級）（職業能力開発促進法第５０条）」などとする。※＜参考・評価対象としての資格・職種一覧＞参照

〇発注者が工事の作業内容を勘案し、あらかじめ入札公告時に評価対象とする資格および職種を設定する。ただし、極端に作業量が少ない場合は評価対象として設定しない。
なお、建築工事における「滋賀県営繕工事技能士現場常駐制度」の対象となる作業は、設定対象外とする。

〇評価対象となる技能者は、当該作業において常駐の上、その者が中心に作業を行うことを条件とすることを入札説明書・特記仕様書にも明記することとし、元請け・下請けを問わない。
※地域担い手育成工事（モデル工事）においては、元請けまた下請けにより評価が異なる

〇有資格者の従事予定ありの場合は、書面で従事を確約する。（この時点では従事者の氏名は不要）

〇契約後、施工計画書において従事者の氏名を明示するとともに、資格を有することを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。また、工事中に現場にて確認を行う。その際、従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

〇評価対象となる資格が複数設定されている場合は、いずれかの資格を有していれば、評価の対象とする。

●技能者の資格

区　分（指定作業における技能者の資格）	評価点
有資格者の従事　なし	0
「技能士（１級）」「その他の技能資格」の有資格者の従事　あり	0.5
「登録基幹技能者」の有資格者の従事　あり	1.0

●技能者の資格　（地域担い手育成工事）

区　分（指定作業における技能者の資格）		評価点
有資格者の従事　なし		0
「技能士（１級）」「その他の技能資格」の有資格者の従事　あり	下請の技能者	0.3
	自社（元請）の技能者	0.5
「登録基幹技能者」の有資格者の従事　あり	下請の技能者	0.7
	自社（元請）の技能者	1.0

＜参考・評価対象としての資格・職種一覧＞

１．登録基幹技能者

No.	登録基幹技能者の種類	基幹的な役割を担う建設業の種類
1	電気工事	電気、電気通信
2	橋梁	鋼構造物、とび・土工・コンクリート
3	造園	造園

４	コンクリート圧送	とび・土工・コンクリート
５	防水	防水
６	トンネル	土木、とび・土工・コンクリート
７	建設塗装	塗装
８	左官	左官
９	機械土工	土木、とび・土工・コンクリート
１０	海上起重	土木、しゅんせつ
１１	ＰＣ	土木、とび・土工・コンクリート、鉄筋
１２	鉄筋	鉄筋
１３	圧接	鉄筋
１４	型枠	大工
１５	配管	管
１６	鳶・土工	とび・土工・コンクリート
１７	切断穿孔	とび・土工・コンクリート
１８	内装仕上工事	内装仕上
１９	サッシ・カーテンウォール	建具
２０	エクステリア	タイル・れんが・ブロック、 とび・土工・コンクリート、石
２１	建築板金	板金、屋根
２２	外壁仕上	塗装、左官、防水
２３	ダクト	管
２４	保温保冷	熱絶縁
２５	グラウト	とび・土工・コンクリート
２６	冷凍空調	管
２７	運動施設	土木、とび・土工・コンクリート、舗装、造園
２８	基礎工	とび・土工・コンクリート
２９	タイル張り	タイル・れんが・ブロック
３０	標識・路面標示	とび・土工・コンクリート、塗装
３１	消火設備	消防施設
３２	建築大工	大工、建築
３３	硝子工事	ガラス
３４	ＡＬＣ工事	タイル・れんが・ブロック
３５	土工	土工、とび・土工・コンクリート
３６	ウレタン断熱	熱絶縁
３７	発破・破砕	とび・土工・コンクリート
３８	建築測量	大工
３９	解体	解体
４０	圧入工	とび・土工・コンクリート
４１	送電線工事	とび・土工・コンクリート、電気
４２	さく井	さく井
４３	あと施工アンカー	とび・土工・コンクリート
４４	計装	電気、管、機械器具設置、電気通信
４５	土質改良	土木、とび・土工・コンクリート

４６	都市トンネル	土木、とび・土工・コンクリート
４７	潜函	とび・土工・コンクリート
４８	道路等法面保護	とび・土工・コンクリート
４９	斜面防災	とび・土工・コンクリート、さく井
５０	石材施工	石

２．技能士（１級）

No.	技能士資格の職種能士】	具体的な作業内容
1	造園	造園工事作業
2	さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
3	建築板金	内外装板金作業、ダクト板金作業
4	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
5	石材施工	石積み作業 石張り作業 石材加工作業
6	建築大工	大工工事作業
7	枠組壁建築（※単一等級）	枠組壁工事作業
8	かわらぶき	かわらぶき作業
9	とび	とび作業
１０	左官	左官作業
１１	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
１２	タイル張り	タイル張り作業
１３	配管	建築配管作業 プラント配管作業
１４	型枠施工	型枠工事作業
１５	鉄筋施工	鉄筋組立て作業 鉄筋施工図作成作業
１６	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
１７	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
１８	樹脂接着剤注入施工（※単一等級含む）	樹脂接着剤注入工事作業
１９	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ作業 カーペット床仕上げ作業 木質系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業

		ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業 化粧フィルム工事作業
２０	熱絶縁施工	保温保冷工事作業 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業
２１	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
２２	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
２３	自動ドア施工	自動ドア施工作業
２４	バルコニー施工（※単一等級）	金属製バルコニー工事作業
２５	ガラス施工	ガラス工事作業
２６	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
２７	塗装	木工塗装作業 鋼橋塗装作業 金属塗装作業 建築塗装作業 噴霧塗装作業
２８	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業

※技能士資格については、上記以外も含め、工事内容から適切な資格職種を選定すること。

３．その他の技能資格

No.	資格の名称	具体的な作業内容	備　考
1	のり面ノズルマン	現場吹付法枠工事作業	(一社)全国特定法面保護協会
2	推進工事技士	推進工事作業	(公社)日本推進技術協会

※その他の技能資格については、上記以外も含め、工事内容から適切な資格を選定すること。

３．３．５　企業の地域性･社会性

⑧ 防災協定の締結

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△		◎		◎				

当該工事の入札公告日の属する年度において国や県との防災協定（※１）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与える。また、防災協定の締結が「あり」の場合、それを確認できる書類（※２）の提出を求める。

●防災協定の締結

区　分（防災協定の締結）	評価点
国または県との防災協定の締結　なし	0
国または県どちらか一方と防災協定の締結　あり	0.5
国および県の両方に防災協定の締結　あり	1.0

（※１）近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所などの近畿管内地方機関も含む)、滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁を含む）と締結している防災協定（防災に関する覚え書き等）を評価の対象とする。

（※２）確認する書類として、以下の①または②のいずれかの提出を求める。
①各種協定締結団体が入札参加者に発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において防災協定を締結していることが確認できる「証明書（写）」（協定締結団体による押印があるもの）
②協定書の写し（県との協定の場合は不要）、および、各種協定締結団体が入札参加者に発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において当団体に在籍していることが確認できる「在籍証明書等（写）」（協定締結団体の押印があるもの）

⑨ 防災協定の締結および重機保有

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
						◎			

当該工事の入札公告日の属する年度において県との防災協定（※１）の締結の有無を評価の対象とする。また、防災協定の締結が「あり」の場合、更に重機（建設機械）の自社保有状況について評価の対象とし、保有状況に応じた評価点を加算点として与える。

●防災協定の締結および重機保有

区　分（防災協定の締結および重機保有）		評価点
県との防災協定の締結　なし		0
県との防災協定の締結　あり	重機の自社保有　　なし	0.3
	重機の自社保有　　１機種	0.5
	重機の自社保有　　２機種	0.7
	重機の自社保有　　３機種	1.0

（※１）滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁を含む）と締結している防災協定（防災に関する覚え書き等）を評価の対象とする。

「県との防災協定」は、協定締結を証する書面として、その協定締結団体が発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を超える場合は、いずれかの年度）において防災協定を締結していることが確認できる証明書または入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を超える場合は、いずれかの年度）において入札参加者が当団体の会員として在籍していることが確認できる資料のいずれかの提出を求める。
○同一機種で複数台（別規格を含む）の申請は、当該機種を１機種として取扱い、評価する。

＜参考＞滋賀県との防災協定の名称及び締結団体（令和５年５月現在 滋賀県地域防災計画 他）
◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）プレハブ建築協会（H8.3.25）
◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）全国木造建設事業協会（H8.3.25）
◇災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書：（一社）滋賀県産業廃棄物協会（H25.8.27）
◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県建設業協会（H8.3.29）
◇災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書：
（一社）滋賀県建設業協会各支部（H26.3.11）
◇災害時における水道施設の応急普及の応援協定：滋賀県管協同組合連合会（H19.3.27）
◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県電業協会（H20.3.11）
◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県電気工事工業組合（H24.3.13）
◇地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定：

（一社）滋賀県下水道管路維持協会（H20.3.25）
◇自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定：（一社）滋賀県下水道施設業協会（H26.7.14）
◇災害時における応急救護活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県造園協会（H20.5.7）
◇緊急事態発生時における琵琶湖大橋の通行規制の応援に関する協定：
県内企業１社（H26.4.1）（滋賀県道路公社）
◇無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）：
滋賀県環境整備事業協同組合(H16.1.19)、湖北環境協同組合(H16.1.19)
◇災害時における応急活動への応援に関する協定書：有限責任中間法人　滋賀県道路建設協会(H19.3.27)
◇漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書：県内企業 37 社（R6.5.1）（滋賀県企業庁）
◇災害時における調査等の相互協力に関する協定：（公社）　土木学会 関西支部(H27.2.6)
◇災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書：
（一社）日本建設業連合会関西支部(H29.2.20)
◇災害時における機械設備の応急業務に関する協定書：（一社）滋賀県空調衛生設備工業会（H29.11.1）
◇災害時等におけるクレーン等の供給に関する協定：（一社）全国クレーン建設業協会　滋賀支部(R2.3.17)
◇災害時における滋賀県道路公社所管施設等の緊急災害応急対策に関する協定書：
（一社）日本橋梁建設協会（R3.9.1）（滋賀県道路公社）

「重機の保有状況」については、県との防災協定の締結がある場合に、更に災害時に必要となる建設機械の入札公告時点における自社における保有状況を評価する。なお、入札公告日以降においても稼働できる良好な状態かつ、法定手続き等を済ませた機械であることとする。加算点対象とする機種・規格については以下のとおりとする。

区　分	評価対象とする機種	規　　格
「土木工事」	１．バックホウ	ﾊﾞｹｯﾄ容量：山積み 0.45m3 以上
	２．普通ダンプトラック	最大積載量 2.0ｔ以上
	３．①ブルドーザ ②ホイールローダー※ 上記①②のいずれか	①全装備質量 9.0t 以上 ②ﾊﾞｹｯﾄ容量：山積み 0.9m3 以上
「舗装工事」	１．アスファルトフィニッシャ	舗装幅：最大 4.0m以上
	２．①タンデム型振動ローラ ②マカダム型ロードローラ ③タイヤローラ 上記①②③のいずれか	①質量 10t 以上 ②質量 10t 以上 ③自重 8t 以上
	３．モータグレーダ	2.8m 級（ﾌﾞﾚｰﾄﾞ長さ 2.7m 以上）
「設備工事」	１．バックホウ	ﾊﾞｹｯﾄ容量：山積み 0.28m3 以上
	２．普通ダンプトラック	最大積載量 2.0ｔ以上
	３．ホイールローダー※	ﾊﾞｹｯﾄ容量：山積み 0.4m3 以上

※：ホイールローダーは、「ショベルローダー（２輪駆動）」、「トラクタショベル（４輪駆動）」共に対象とする。

〇同一機種で複数台（別規格を含む）の申請は、当該機種を１機種として取扱い、評価する。
〇上記区分については、「舗装工事」「設備工事」の場合以外は、基本的に「土木工事」の機種を対象とする。なお、設備工事とは電気工事、電気通信設備工事、機械設備工事をいう。

●自社保有の定義

自社において所有または長期のリース契約を行っており、常時、自身の意思により使用可能な状態として占有していることをいう。なお、長期リースについては、その契約期間が１年以上のものをいう。なお、対象とする重機は滋賀県内で活動することが前提であるため、県内で登録や保管、配置されているものに限定する。

●「自社保有を証する書面」

※以下の①～③のいずれかの書面により自社が保有していることを証明する。

ただし、いずれも入札公告時点で有効であるものに限る。（有効期限切れや有効期限が確認できない場合は加算評価しない。）

① 車検証（写）（令和５年１月３日以前に登録、検査等を行った車両）
または、自動車検査証記録事項（写）（令和５年１月４日以降に登録、検査等を行った車両）
・「使用者」欄により入札参加者名が確認できること。（「所有者」が入札参加者であっても、「使用者」欄が異なる者である場合は、評価の対象としない。）

② 特定自主検査記録表（写）
・機械（機種・規格）が特定でき、また検査日が確実に確認できるもの。
・検査機関（者）の記名押印があるもの。
なお、点検者の自筆記名がある場合は、押印は不要とする。

③ 契約書（写）
・売買契約書、譲渡契約書、リース契約書のいずれかの（写）を提出のこと。
・契約書により入札参加者の名前が確認できること。なお、共有名義は評価対象としない。
・リース契約の場合、契約相手方はリース・レンタル会社を相手方としたものに限る。
・リース契約の場合、契約有効期限が入札公告日を含んでいること。
・納品書等は「自社保有を証する書面」とはしない。
・自社がリース・レンタル会社を営んでいる場合、その賃貸目的の機械は対象とはしない。

●「機械写真」

機種により提出写真が異なるため、詳細は入札説明書を確認のこと。

⑩ 建災防への加入および活動実績

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△	◎		◎		◎			

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において建設業労働災害防止協会（建災防）への加入の有無、更に建災防への加入が「あり」の場合は建災防で実施される活動に対する実績（※）の有無に応じての評価点を加算点として与える。

●建災防への加入および活動実績

区　分（建災防への加入および活動実績）		評価点
建災防への加入　なし		0
建災防への加入　あり	建災防での活動実績　なし	0.2
	建災防での活動実績　あり	0.5

※ 評価対象とする「建災防で実施される活動実績」は以下のとおりとする。

１．安全衛生教育の受講（建災防主催、ただし技能講習、特別教育は除く。）

２．（滋賀県）建設業安全衛生大会への参加

活動実績を証する書面として、建設業労働災害防止協会が発行する「活動実績証明書（写）」の提出を求める。なお、活動実績証明書（写）を提出する場合は、加入証明書（写）の提出は省略できることとする。

県防災への加入のみ（実績なし）の場合は、加入証明書（写）の提出を求める。

⑪ 県内営業所の有無

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△		◎		◎				

入札公告日における「県内営業所の有無」について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。なお、ここでいう「営業所」とは、建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた営業所をいう。

●県内営業所の有無

区　分（県内営業所の有無）	評価点	
	標準型	簡易型 特別簡易型Ⅰ型Ｂ 特別簡易型Ⅱ型Ｂ
営業所が滋賀県内にない。	0	0
「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が滋賀県内にある。（※）	1.0	0.5
「主たる営業所（本社・本店）」が滋賀県内にある。	3.0	1.5

※ 工事の競争参加資格要件とする対応許可業種の許可を有する場合に、加算点評価の対象とする。また、当該営業所が入札参加営業所か否かは問わない。

例）法面処理工事（対応許可業種は「とび・土工・コンクリート工事」）の場合、「その他の営業所」が「とび・土工・コンクリート工事」の許可を有していれば加算点評価する。

「滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿」に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合は、「建設業許可申請（届出）書の表紙および別紙２」の写しおよび当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）の提出を求める。

⑫ 主たる営業所の有無

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
		△		△		◎			

入札公告日における下請企業を含めた「主たる営業所（本社・本店）」の所在地の位置について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。本評価項目は、地域の建設産業の活性化および地域に貢献し、地域を支える建設産業の担い手の確保･育成を図るため、発注機関の工事発注状況に応じて設定する。なお、「営業所」とは、建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた営業所をいい、下請企業に関しては、次の条件を満たす場合とする。

（条件）

・一次下請負契約額全体のうち、工事施工箇所を所管する土木事務所管内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が 80%以上を予定している場合（Case　1）

※ただし、元請企業が請負金額の 80%以上を直営で執行することを予定している場合も加算点の対象とする（Case　2）

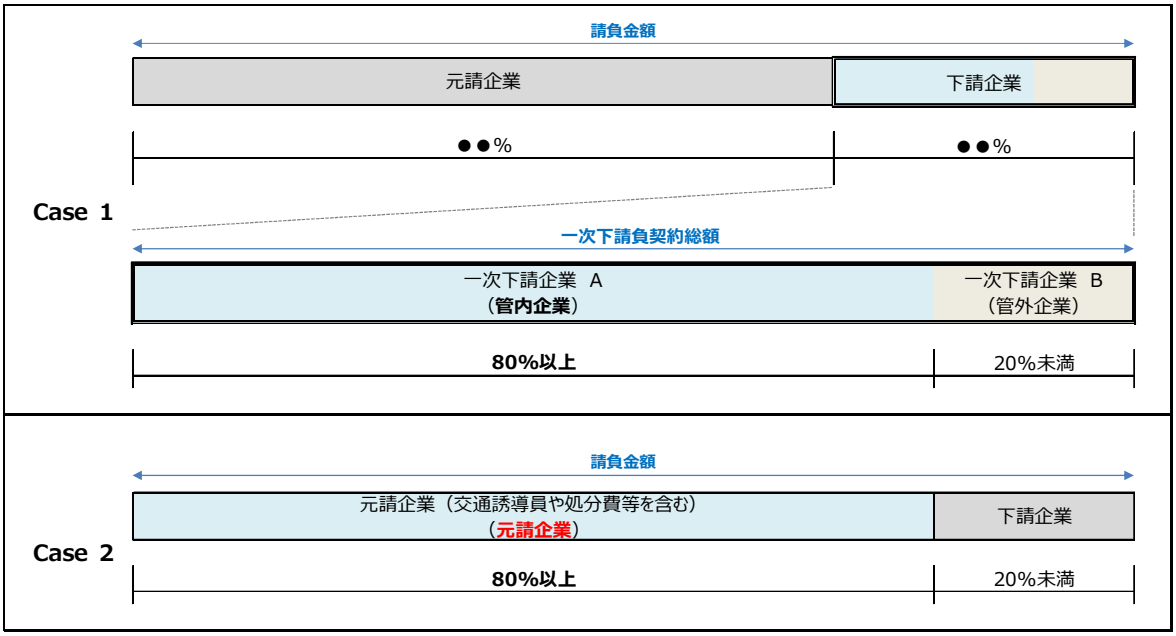

工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。

また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

●主たる営業所の有無

区　分（主たる営業所の有無）		評価点
「主たる営業所（本社・本店）」が工事施行箇所を所管する土木事務所の　管外	管内企業の下請活用　なし	0
	管内企業の下請活用　あり　（上記（条件）の実施） ※元請企業が請負金額の 80%以上を直営する場合（Case2）を含む	0.5
「主たる営業所（本社・本店）」が工事施行箇所を所管する土木事務所の　管内	管内企業の下請活用　なし	1.0
	管内企業の下請活用　あり　（上記（条件）の実施） ※元請企業が請負金額の 80%以上を直営する場合（Case2）を含む	1.5

⑬ 漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書の締結　【舗装工事以外で適用】

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若・女ﾁｬﾚ
△	△	△		△		△			

当評価項目は、土木工事の予定価格１．４億円以上工事のみに設定する。

当庁との「漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書」の締結の有無を、評価の対象とする。

●漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書の締結

区　分（覚書締結の有無）	評価点
覚書の締結　　なし	0
覚書の締結　　あり	1.0

※ ＜参考資料＞「漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書」締結者一覧 参照

⑭ 県内企業の下請活用

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若・女ﾁｬﾚ
○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎

地域に貢献し、地域を支える建設産業の育成のため、発注工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価する。次の条件を満たす場合に下表に該当する評価点を加算点として与える。

（条件）

・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が 80%以上を予定している場合（Case　1）

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の 80%以上を直営で執行することを予定している場合も加算点の対象とする（Case　2）

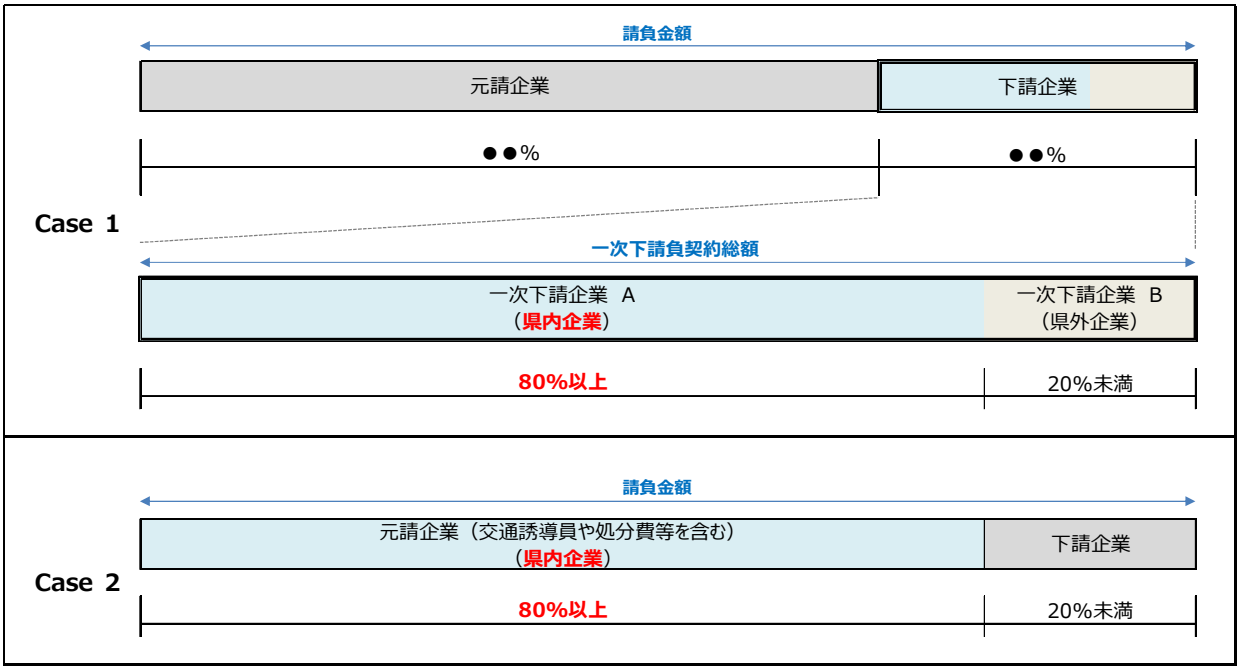

工事完了時に下請負契約の確認を行う。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

なお、特殊橋梁の架設工事やグラウンドアンカー・ロックボルトを主とする法面処理工事、推進工法による水道管路工事などの特殊工事において、県内に下請負できる企業が存在しないなど上記条件を明らかに満足できない工事については、本評価項目は設定しない。工事の特殊性を適切に判断し設定する。

●県内企業の下請活用

区　分（県内企業の下請活用の有無）	評価点
県内企業の下請活用　なし　（上記（条件）の実施）	0
県内企業の下請活用　あり　（　〃　）	2.0

⑮　現場見学会の開催

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若・女ﾁｬﾚ
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

建設産業の魅力発信のため、現場環境改善費を計上している工事において、建設産業のイメージアップに寄与する「現場見学会」を開催する場合、また「現場見学会」の様子を広報・PR活動で発信する場合に下表のとおり評価点を加算点として与える。
現場見学会は、現場の魅力をリアルに伝えるため、現地開催を基本とするが、リモート方式による開催も可とする。ただし、リモート方式による場合は、現場とリアルタイム接続（ライブ配信）を原則とするが通信状況等によりリアルタイム接続が困難な場合は、事前に撮影した動画の活用も可とする。
広報・PR活動とは、建設業の魅力発信を目的とする、現場見学会の様子を広報誌、ホームページ、YouTube、SNS 等の媒体を通じて発信して一般に供する活動をいい、規模や内容を問わない。
履行確認の方法は、工事着手時に、施工計画書に現場見学会の概要を記載した上で、見学会用の資料の確認を経て、現地見学会等を開催することとする。さらに、広報・PR活動に関しては、活動内容が分かる資料を提出することとし、工期内の実施・掲載を原則とする。
なお、「開催あり」と評価した場合において、受注者の責めに帰すべき事由により現場見学会が開催できなかった場合、また広報・PR活動ができなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

●現場見学会の開催

区　分（現場見学会の開催）		評価点
現場見学会の　開催なし		0
現場見学会の　開催あり	広報・PR活動なし	0.5
	広報・PR活動あり	1.0

⑯ 県産材の使用

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若・女ﾁｬﾚ
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

発注者が指定する資材のうち、県産材（滋賀県内の事業所（工場）で納入時の姿に製造された工事用資材）を一品目以上で、設計数量の８０％以上を使用する場合に評価を行い、下表のとおり評価点を加算点として与える。また、契約後に使用を証明する書類（伝票、納品証明書等）の提出を求め、履行を確認する。

当該項目については、県内製造業の活性化を目的とするところが大きいため、極端に使用数量が少ない場合を除き、積極的に評価対象項目として設定する。ただし、生コンクリートやアスファルトコンクリート、砕石等の県産材がほぼ１００％使用される材料や仕様書において県産材の使用が規定されている資材については、原則として評価の対象資材に設定しない。

●県産材の使用

区　分（県産材の使用）		評価点
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用	なし	0
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用	あり	0.5

⑰ 若手・女性技術者の配置

変更

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
		◎	◎	◎	◎	◎		◎	

建設産業において、若手や女性の技術者の長期的な確保や育成が喫緊の課題であることから、当該工事に「監理技術者等」または「専任の技術者」として、「若手（入札公告日の属する年度の４月１日において４０歳以下）」もしくは「女性」の技術者を配置する場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。なお、途中交代は原則認めない。

専任の技術者は、発注種に適応した主任技術者の要件を満たす者（２級国家資格者等も可）とする。技術提案書の提出時に技術者の特定は求めないが、契約後、発注種に適合した主任技術者の要件を満たす者であることが確認できる資料（資格証の写し（合格通知書は不可）、実務経験が確認できる資料等）の提出を求める。なお、専任の技術者は、当該工事現場のみ従事することとし、他の工事の兼務は認めない。また、下請人の技術者は評価の対象外とする。

監理技術者等は、発注種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限定し、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。なお、技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、複数名申請できることとするが、当評価項目において申請する監理技術者等と、「④配置予定技術者等ＣＰＤ」、「⑤配置予定技術者等の実績」、「⑥配置予定技術者等の従事工事受賞歴」、「⑦配置予定技術者等の資格」において申請する監理技術者等に相違があってはならない。

当評価項目に置いて配置するとして申請した技術者が従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行こととし、特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

●若手・女性技術者の配置

区　分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者・女性技術者」の　配置なし	0
「若手技術者・女性技術者」を　専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者・女性技術者」を　監理技術者等として配置する	0.7
「受賞歴のある若手技術者・女性技術者(※1)」を監理技術者等として配置する	0.8
「直近３ヵ年度に受賞歴のある若手技術者・女性技術者(※2)」を監理技術者等として配置する	1.0

※１「受賞歴のある若手技術者・女性技術者」とは「入札公告日の属する年度の４月１日において４

０歳以下」または「女性」且つ、「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者とする。さらに、滋賀県等(※3)が発注し、公告日の属する年度の直近３ヶ年度に完了した当初請負金額 250 万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が 80 点以上である技術者で、工事成績評定点「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外とする。

※２「直近３ヵ年度に受賞歴のある若手技術者・優秀な女性技術者」とは「入札公告日の属する年度の４月１日において４０歳以下」または「女性」且つ、直近３ヵ年度（R６，７，８）における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者とする。

※３滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会

⑱ 若手・女性技術者の配置（チャレンジ）

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
									◎

建設産業において、若手や女性の技術者を育成し、持続可能な建設産業とするため、当該工事に「監理技術者等」または「専任の技術者」として、若手（入札公告日の属する年度の４月１日において４０歳以下）または女性の技術者を配置する場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。なお、途中交代は、原則認めない。

専任の技術者は、発注種に適応した主任技術者の要件を満たす者（2級国家資格者等も可）とする。技術提案書の提出時に技術者の特定は求めない。なお、当該工事現場のみ従事することとし、他の工事の兼務は認めない。また、下請人の技術者は評価の対象外とする。

監理技術者等は、発注種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限定し、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。なお、技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、複数名申請できることとするが、当評価項目において申請する監理技術者等と、「⑥配置予定技術者等ＣＰＤ」において申請する監理技術者等に相違があれば、入札を「無効」とする。

●若手･女性技術者の配置

区　分（若手・女性技術者の配置（チャレンジ））	評価点
若手または女性の技術者を　監理技術者等として配置しない	0
若手または女性の技術者を　専任の技術者として配置する	1.0
若手または女性の技術者を　監理技術者等として配置する	2.0

変更

⑲ 週休２日＋αの取組

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
△	△	△	△	△	△				

建設産業において、ワークライフバランスを促進し、担い手確保に繋げるため、（滋賀県企業庁版）週休２日取組指定型工事実施要領に基づく毎週「土日」を休みとする完全週休２日に加え、国民の

祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）により定められた「国民の祝日」に現場閉所を行う場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。なお、余裕期間制度を活用する工事に適用する。
ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合、緊急時の対応、その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき作業を行う場合等は除く。
なお、祝日を休暇日とすることによる追加費用については、受注者の負担とする。

●週休２日＋αの取組

区　分（週休２日＋αの取組）	評価点
週休２日＋αに取り組まない	0
週休２日＋αに取り組む	0.5

⑳ 建設キャリアアップシステムの利用

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

建設技能者の適切な能力評価と処遇改善、現場管理の効率化を図るため、監理技術者等および現場代理人を除く３名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価する。継続利用とは、それぞれの建設技能者が工事期間における就業日数の 90%以上（例：就業日数が 60 日の場合は、54 日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、３名以上の建設技能者それぞれが 90%以上を達成することを要件とする。なお、技能者が CCUS のカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とする。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととする。
また、建設キャリアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とする。
「３名以上の建設技能者が継続利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点では不要とする。
契約後、工事の着手から完了まで、監督職員により建設技能者３名以上の継続利用を確認するため、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求める。
なお、３名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

●建設キャリアアップシステムの利用

区　分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
３名以上の建設技能者が継続利用しない	0
３名以上の建設技能者が継続利用する	0.5

㉑ その他、発注機関による独自設定項目

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
		△		△					

各発注者で、その発注管内の地域性等を考慮した独自の評価項目設定を可能とし、評価する場合に０．５点または１．０点を加算点として与える。なお、この項目を設定する場合は、入札公告前に、

その内容および配点について、経営課計画管理室と協議することとする。

設定にあたっての方針は以下のとおり。

〇特定の入札参加者が、著しく有利に働くような評価項目の設定は避ける。

〇他の評価項目における配点の上乗せは原則として認めない。

〇設定内容に応じて配点を１．０点に引き上げできる

〇設定事例

・監理技術者等に「技術士」の資格を有する者を配置

・企業における滋賀県被災建築物応急危険度判定士の資格保有者（２名以上）の雇用

・難工事指定された工事の施工実績

・国土交通省による表彰等の実績

評価対象は、下記①～③いずれかの表彰等の実績とする。

①近畿地方整備局発表の工事成績優良企業者（プラチナまたはゴールドカード）

②近畿地方整備局発表の国土交通行政関係功労者優良工事等施工者表彰の受賞実績（局長表彰、事務所長表彰）

③国土交通省発表のインフラ DX 大賞の受賞実績　※近畿インフラ DX 大賞は対象外（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞）

なお、各表彰等の評価対象期間は以下の期間を標準とする。

①　：過去 1 過年度＋当該年度、②,③：過去 2 過年度＋当該年度

当評価項目は、難易度Ⅲ以上の工事に設定できることとする。

・特殊工種に対応できる重機の保有

●その他、発注機関による独自設定項目

区　分（その他、発注者による独自設定項目）	評価点
設定項目に対して　評価できない場合	0
設定項目に対して　評価できる場合	0.5(1.0)

㉒ 手持ち工事量

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
							◎		

県内各地域の企業がバランスよく活躍できるよう、手持ち工事量を評価項目に設定する。

なお、評価対象とする手持ち工事件数は、入札公告日の時点で、滋賀県(※1)が一般競争入札に付して発注し、元請契約している工事のうち、当該工事の発注種に適応した工事件数(※2)（共同企業体による契約の場合は全ての構成員に対して１件とする）とし、手持ち工事件数に応じて加算点として与える。

一般競争入札には単価契約(※3)、WTO 特定調達契約およびPFI契約を除くものとし、共同企業体による契約は全ての構成員に対して1件とする。

●手持ち工事量

区　分（手持ち工事量）	評価点
手持ち工事件数　２件以上	0
手持ち工事件数　１件	1.0
手持ち工事件数　なし	2.0

(※1)滋賀県が発注した工事とは、以下のとおり。
滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁が発注した工事。（滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）滋賀県文化振興事業団、（公財）滋賀県体育協会は対象外）

(※2) 公告日時点（公告日を含む）で完了検査を終えていない工事は、手持ち工事件数に含める。また、完了検査で手直し命令を受けた場合は、公告日時点（公告日を含む）で手直し検査（再検査）を終えていなければ、手持ち工事件数に含める。

(※3)「単価契約」工事とは、道路、河川、砂防維持修繕工事の単価等に関する基本契約を締結する工事。

㉓ CO2 削減への取組

標準型	簡易型	特簡ＩＡ	特簡ＩＢ	特簡ⅡＡ	特簡ⅡＢ	地域担手	受注促進	CO2削減	若･女ﾁｬﾚ
								◎	

建設産業におけるCO2削減の取組を推進するため、国土交通省が認定した低炭素型建設機械またはＧＸ建設機械を当該工事に使用する場合に加算点を与える。

評価対象となる建設機械は、国土交通省のホームページにて公表されている低炭素型建設機械およびＧＸ建設機械とし、自社保有に限らず、リースおよび下請け保有の建設機械の使用も可とする。

・認定機械：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/content/001466296.pdf
・ＧＸ建設機械: https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001715310.pdf

使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しないが、当該工事の何れかの工種に使用することとし、施工計画書の指定機械に機械名、使用工種等の必要事項を記載し、監督職員に提出すること。ただし、施工計画書の提出は、技術提案書の提出時点では不要とする。

また、低炭素型建設機械またはＧＸ建設機械を使用する場合は、工事現場に当該工事が「低炭素型建設機械を使用している工事」であることを示す看板（以下「低炭建機看板」という。）を一般の方の目につきやすい場所に掲示すること。なお、低炭建機看板は、受注者の負担により設置し、工事期間中は、受注者が管理することとする。

●低炭素型建設機械の使用

区　分（低炭素型建設機械の使用）	評価点
低炭素型建設機械またはＧＸ建設機械を　使用しない	0
低炭素型建設機械またはＧＸ建設機械を　使用する。	2.0

なお、低炭素型建設機械またはＧＸ建設機械の使用および低炭建機看板の設置が確認できなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

4. 評価項目設定（参考）【標準型】【簡易型】

変更

標準型および簡易型について、評価項目設定を示す。各評価項目は発注機関において工事毎に必要な評価項目を設定する。

◎：必須の評価項目１（全工事で共通した内容で設定するもの）
○：必須の評価項目２（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）
△：選択の評価項目　（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

評価項目設定

評価の視点	番号	評価項目	配点	標準型	入札参加資格（地域要件）		簡易型	入札参加資格（地域要件）	
					県内	県内外混合		県内	県内外混合
技術提案	-	【施工管理】 【目的物の品質】 【施工上の課題】	4～8点（1着目点あたり）	○ 工事毎に3～4着目点を設定 24点	○ 工事毎に3～4着目点を設定 24点	○ 工事毎に3～4着目点を設定 24点	○ 工事毎に1着目点を設定 4点	○ 工事毎に1着目点を設定 4点	○ 工事毎に1着目点を設定 4点
企業の施工能力	①	企業の実績	2.0	△		◎	△		◎
	②	主観点数（工事成績等）	3.0	△(A)	◎(A)		△(B)	◎(B)	
	③	i-Constructionへの取組	1.5	△	△	△	△	△	△
技術者等の能力	④	配置予定技術者等ＣＰＤ	1.0	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	⑤	配置予定技術者等の実績	1.0	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	⑥	配置予定技術者等の従事工事受賞歴	0.5	△	△	△	△	△	△
	⑦	配置予定技術者等の資格	0.5				△		△
	⑧	技能者の資格	1.0	△	△	△	△	△	△
企業の地域性・社会性	⑨	防災協定の締結	1.0	△		◎	△		◎
	⑩	建災防への加入および活動実績	0.5	△	◎		△	◎	
	⑪	県内営業所の有無	3.0	◎	◎（※５）	◎	△（※６）		◎（※６）
	⑫	漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書の締結（※１）	1.0	△	△		△	△	
	⑬	県内企業の下請活用（※２）	2.0	○	○	○	○	○	○
	⑭	現場見学会の開催（※３）	1.0	△	△	△	△	△	△
	⑮	県産材の使用（※４）	0.5	△	△	△	△	△	△
	⑯	週休２日＋αの取組	0.5	△	△	△	△	△	△
	⑰	建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの利用	0.5	◎	◎	◎	◎	◎	◎
配点合計				31.5～44.0	35.0～41.0	34.5～39.5	8.5～23.0	12.0～18.0	13.0～18.5

※１：「舗装工事以外」に設定する。
※２：県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らかな場合は対象外とする。
※３：建設工事の魅力発信に適した工事の場合、設定する。ただし、「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。
※４：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。
※５：入札参加資格が県内業者のみの工事においても配点の均衡を図るため設定する。
※６：簡易型は1.5点とする。

＜参考資料＞　企業庁「漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書」締結者一覧

令和８年５月１日

番号	商　号　ま　た　は　名　称	住　　所
１	株式会社桑原組	〒520-1212 高島市安曇川町西万木９２６番地
２	株式会社昭建	〒520-0047 大津市浜大津二丁目５番９号
３	株式会社三東工業社	〒529-1811 甲賀市信楽町江田６１０
４	株式会社内田組	〒520-2141 大津市大江二丁目３３－３
５	たち建設株式会社	〒520-3017 栗東市六地蔵１１０３－２
６	株式会社吉野組	〒520-2433 野洲市八夫６４６－２
７	株式会社松浦組	〒520-0054 大津市逢坂一丁目１３番１２号
８	西村建設株式会社	〒520-3234 湖南市中央三丁目１２
９	株式会社明豊建設	〒526-0804 長浜市加納町３９４
１０	杉橋建設株式会社	〒520-1621 高島市今津町今津１７５６－１
１１	株式会社千商	〒525-0071 草津市南笠東三丁目２０－４４
１２	高島鉱建株式会社	〒520-1612 高島市今津町下弘部２５８
１３	株式会社大山建設	〒520-1212 高島市安曇川町西万木５０４－１
１４	株式会社橋本建設	〒522-0221 彦根市野口町２８３－１
１５	株式会社日建	〒524-0031 守山市立入町４７５番地の２
１６	谷庄建設株式会社	〒522-0007 彦根市古沢町４９４
１７	八田建設株式会社	〒520-1121 高島市勝野２０２－３
１８	有限会社竜王興産	〒525-0066 草津市矢橋町６４９－１１
１９	株式会社金子工務店	〒520-0813 大津市丸の内町２－２３
２０	株式会社井上工業	〒525-0002 草津市芦浦町３１３－１
２１	オオサワ株式会社	〒521-0236 米原市間田３９５
２２	株式会社秋村組	〒523-0892 近江八幡市出町１７０番地
２３	山甚建設株式会社	〒522-0201 彦根市高宮町２９３５
２４	丸橋建設株式会社	〒522-0201 彦根市高宮町１３７－１
２５	株式会社中村組	〒520-2123 大津市瀬田大江町１３－１８
２６	田中シビルテック株式会社	〒529-0425 長浜市木之本町木之本１７６８
２７	株式会社大伴組	〒520-0006 大津市滋賀里一丁目２－２０
２８	株式会社京滋建設	〒520-2413 野洲市吉地１３３５－１
２９	株式会社古澤組	〒526-0802 長浜市東上坂町１５６１
３０	株式会社坂本建設	〒523-0042 近江八幡市大森町３３
３１	株式会社アヤシロ	〒525-0062 草津市山田町２０５－１
３２	有限会社オオトモ	〒520-0006 大津市滋賀里１丁目２－２０
３３	株式会社沢井建設	〒520-2524 蒲生郡竜王町綾戸５３９番地
３４	ライム株式会社	〒520-2541 蒲生郡竜王町岡屋２０３９
３５	株式会社七福建設	〒522-0025 彦根市野田山町８３３－１
３６	株式会社岸本工業	〒525-0066 草津市矢橋町６３８－２
３７	株式会社重田組	〒523-0034 近江八幡市若宮町６６９番地１６